



第3次 田尻町 男女共同参画プラン

～誰もが自分らしくのびやかに生き、個が輝く社会～

2025（令和7）年3月
田尻町

はじめに

「日本国憲法」(1947(昭和 22)年施行)において、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする。(第13条)」 「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。(第14条)」と規定されています。



ジェンダー平等は、誰もが性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できるようにすることをめざすものです。男女共同参画の推進に加え、性的マイノリティも含めたジェンダー平等の視点と、多様性と包摂性のある社会への共感を持つことが、いま、私たちに求められています。

本町では、「田尻町男女共同参画推進条例」(2005(平成 17)年制定)のもと、「田尻町男女共同参画プラン」を策定し、町民、事業者の皆さまと協働し、男女共同参画社会の実現をめざす取組を進めてまいりました。

このたび、「第 3 次田尻町男女共同参画プラン」を策定いたしました。本プラン策定にあたっては、「田尻町男女共同参画に関する意識調査」を実施し、「田尻町人権行政推進基本方針・基本計画」(2023(令和 5)年策定)も踏まえたものとしております。

今後は、本プランのめざす姿「誰もが自分らしくのびやかに生き、個が輝く社会」と6つの基本理念のもと、すべての人がのびやかに自分らしく暮らせるまちをつくるために、人権・男女共同参画の推進に引き続き注力してまいります。

結びに、本プランの策定にあたり、ご尽力くださいました田尻町人権擁護審議会の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査に関して貴重なご意見をくださった町民の皆さま、関係機関の皆さまに心より感謝申し上げます。

2025（令和 7）年 3 月

田尻町長

栗山 孝政

目次

第1章 プラン策定にあたって	1
1. プラン策定の趣旨.....	2
2. プランの位置づけ.....	3
3. プランの期間.....	3
4. 世界・日本・大阪府の動き.....	4
5. 男女共同参画にかかわる社会の変化.....	7
6. 男女共同参画にかかわる本町の現状.....	13
第2章 プランの基本的な考え	23
1. 第2次プランにおける本町の取組と課題.....	24
2. 第3次プラン策定の方法.....	31
3. めざす姿と基本理念.....	31
4. めざす姿の実現に向けて.....	33
第3章 プランの内容	35
プランの体系.....	36
基本目標Ⅰ ジェンダー平等意識の定着.....	37
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画.....	43
基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる地域社会.....	51
第4章 プランの推進	59
1. 推進体制.....	60
2. プランの進行管理.....	61
資 料	63

第1章 プラン策定にあたって

第1章 プラン作成にあたって

1. プラン策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」（1999（平成11）年制定）では、その前文で「男女共同参画社会の実現」を“21世紀の我が国社会を決定する最重要課題”と位置づけ、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしています。「男女共同参画社会の形成」とは、“男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会を形成することである”と定義しています。

そして、国と地方公共団体には、基本理念を実現するための、男女共同参画社会を形成する施策を策定・実施する責務があると明記されています。このため、都道府県は国の、市町村は国及び都道府県の計画を勘案してそれぞれが計画を策定することとされています。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、DV防止法という。2001（平成13）年施行）、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、女性活躍推進法という。2015（平成27）年施行）、さらに2024（令和6）年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、困難女性支援法という）においても市町村計画の策定が努力義務とされています。

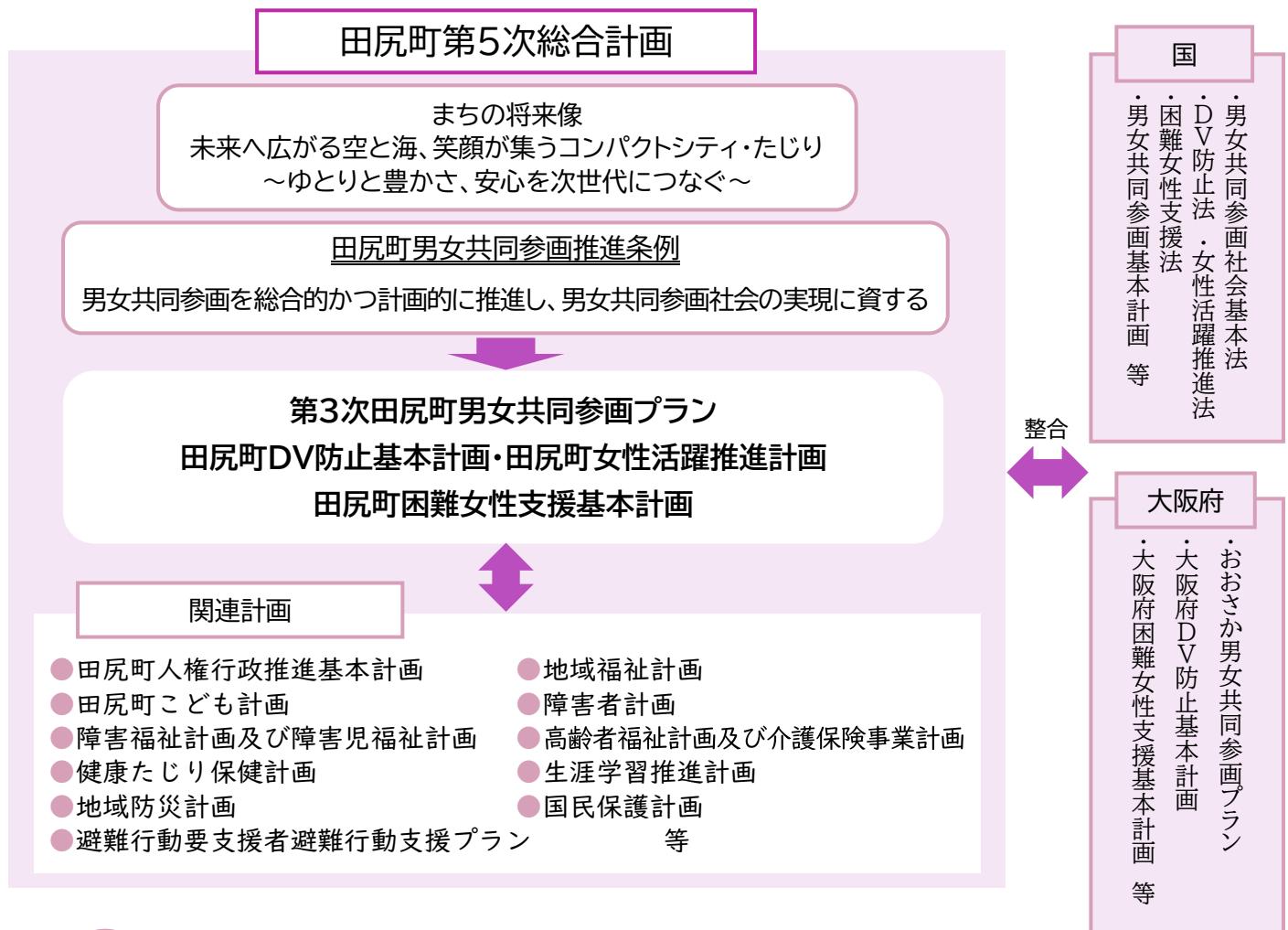
本町では、2005（平成17）年に「田尻町男女共同参画推進条例」を制定するとともに、「田尻町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現をめざす取組を推進してきました。2014（平成26）年には「田尻町男女共同参画に関する町民意識調査」を実施し、2015（平成27）年に「第2次田尻町男女共同参画プラン」（第2次プラン）及び「田尻町DV防止基本計画」を策定しました。2022（令和4）年には「女性活躍推進法」の内容も包含する「第2次田尻町男女共同参画プラン」の改定を行いました。

このたび、現行計画の計画期間が終了することから、新たな計画策定のために住民の意識変化を把握するため「田尻町男女共同参画社会づくりに関する意識調査」（以下、「住民意識調査」という）を2023（令和5）年に実施したうえで、本町の男女共同参画の推進に関する施策の方向を明らかにし、総合的かつ計画的に取組を推進するため、「第3次田尻町男女共同参画プラン」を策定しました。

2. プランの位置づけ

- 「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画として、国の「男女共同参画基本計画」や大阪府の「おおさか男女共同参画プラン」を踏まえて策定します。
- 「DV防止法」に基づく市町村基本計画、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画、「困難女性支援法」に基づく市町村基本計画を包含しています。
- 田尻町総合計画を上位計画とした本町の部門別計画の一つとして、田尻町人権行政推進基本方針・基本計画における人権の視点に立つとともに男女共同参画の視点で町の関連計画を横断的にとらえようとするものです。

田尻町男女共同参画プランの位置づけ



3. プランの期間

計画期間は、2025（令和7）年度から2034（令和16）年度までの10年間とします。

毎年度進捗状況を田尻町人権擁護審議会に報告し、社会状況の変化に応じて中間年度となる2029（令和11）年度までに計画の見直しを行います。

4. 世界・日本・大阪府の動き

(1) 世界の動き

世界では、国連を中心にジェンダー平等¹の取組が進められてきました。1979（昭和54）年に採択された「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女性差別撤廃条約）は、男女の完全な平等の達成を目的として、「女性に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別撤廃のための措置をとることを求めています。

また、1993（平成5）年の世界人権会議では、女性に対する暴力は人権問題と位置づけられ「ウィーン宣言及び行動計画」で公的及び私的な生活における女性に対する暴力の撤廃が示され、同年の国連総会では「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。

1995（平成7）年に開催された「第4回世界女性会議（北京会議）」において採択された「北京宣言・行動綱領」は、現在に至るまで世界におけるジェンダー平等の国際規準として、5年ごとに取組状況についてのフォローアップが行われています。

2015（平成27）年には、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連加盟国の全会一致で採択され、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のための諸目標（SDGs）を国際社会共通の目標として掲げました。「ジェンダー平等の実現」は、17の目標の一つであると同時に、すべての目標を達成するための基盤であると認識されています。

また、国連以外にも2023（令和5）年のG7サミットにおいては首脳声明にジェンダー平等の推進が明記され、同年のOECD閣僚理事会の成果文書には各国がジェンダー平等に引き続き積極的にかかわることが明記されています。APECではAPEC域内の経済発展のためには女性の活躍が必要であるとの認識の下、女性と経済フォーラムが毎年開催されています。

このように、あらゆる政策にジェンダーの視点を取り入れる「ジェンダー主流化」は、国際社会においてますます重視されるようになっていきます。

<17の国際目標> SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



¹ ジェンダー平等：一人ひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味しています。

(2) 日本の動き

日本では、1980（昭和55）年に「女性差別撤廃条約」に署名後、同条約の批准に向けた国内法等の整備²を進め、1985（昭和60）年に同条約を批准しました。

1999（平成11）年に、「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現に向けた関連政策の体系化が図られることとなりました。同法は、その基本的理念と基本的な施策の枠組みを国民的合意のもとに定めることにより、社会のあらゆる分野において、国、地方公共団体及び国民の取組が総合的に推進されることを目的としています。

2001（平成13）年には、配偶者（事実婚を含む）からの暴力の防止と被害者保護を目的に「DV防止法」が制定され、家庭内の暴力でも犯罪になることを明確にしました。その後、複数回の改正により被害者保護の充実が図られています。

2013（平成25）年に閣議決定された「日本再興戦略」においては、「『女性の力』は、これまで活かしきれていなかった我が国最大の潜在力」として「女性の活躍推進」が重点施策に位置づけられ、「女性活躍推進法」が成立しました。

2018（平成30）年には、「政治分野における男女共同参画推進法」（候補者男女均等法）「働き方改革関連法」が成立しました。2023（令和5）年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT理解増進法）、2024（令和6）年に「困難女性支援法」がそれぞれ施行されています。

国の「男女共同参画基本計画」は5年ごとに改定され、2020（令和2）年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、3領域11分野にわたる政策を掲げています。日本の政治と経済分野における女性参画が国際的にみて遅れをとっていることから、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」が第一番目に挙げられています。

日本が、2021（令和3）年に、国連女性差別撤廃委員会に提出した第9回政府報告書³に対する同委員会からの総括所見が2024（令和6）年10月に発表され、日本の取組に対して、結婚可能年齢の男女同一化や女性の再婚禁止期間の廃止、性的同意年齢の引き上げなどが評価された一方で、選択的夫婦別姓の導入や、長年の懸案である選択議定書⁴の批准などについて、勧告を受けています。

² 国内法等の整備：「国籍法」の改正（父系優先主義から父母両系主義への改正）（昭和59年）、「男女雇用機会均等法」の制定（昭和60年）、「労働基準法」の改正（昭和60年）、家庭科男女共修等が行われました。

³ 政府報告書：女性差別撤廃条約の締約国は、条約の実施のためにとった立法、司法、行政その他の措置等について、定期的に報告書を国連事務総長に提出し、女性差別撤廃委員会からの審査を受けることとされており、この審査結果を踏まえ、同委員会は、締約国に対する「勧告」を含む最終見解を发出します。

⁴ 選択議定書：条約の内容を補うために作られる文書で、条約と同じ効力を持ちます。女性差別撤廃条約選択議定書には「個人通報制度」と「調査制度」の2つの手続きがあり、それらを利用するには、新たに批准が必要です。

(3) 大阪府の動き

大阪府では、国の男女共同参画基本計画策定に合わせて、2001（平成13）年に2010（平成22）年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン」が策定されました。

2002（平成14）年には、男女共同参画社会の実現をめざすための指針として「大阪府男女共同参画推進条例」が施行され、同年に大阪府男女共同参画施策苦情処理制度が、また、2003（平成15）年には、「男女いきいき・大阪元気宣言事業者顕彰制度」が創設されました。

「おおさか男女共同参画プラン」は、2006（平成18）年に一部改訂され、その後「おおさか男女共同参画プラン(2011－2015)」の策定以降は、5年ごとに、直近では2021（令和3）年に「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」が策定されています。このプランには、「女性活躍推進法」における大阪府推進計画も包含しています。

2005（平成17）年には、「DV防止法」に基づいて、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に向けた取組を推進するために、「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、その後改定を重ねて、2022（令和4）年には「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2022-2026)」が策定されています。

また、2019（令和元）年には、府民一人ひとりが性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めて、性的マイノリティに対する誤解や偏見をなくし、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現をめざして「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が施行されました。2021（令和3年）には、「大阪府人権施策推進基本方針」が変更され、性的マイノリティの人権問題を新たに取り組むべき主要課題へと位置づけられました。

2020（令和2）年から、性的マイノリティがお互いに人生のパートナーであることを宣誓した事実を公に証明する「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」が導入されています。

2024（令和6）年3月には、「困難女性支援法」の施行に対応して「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」が策定されました。

5. 男女共同参画にかかわる社会の変化

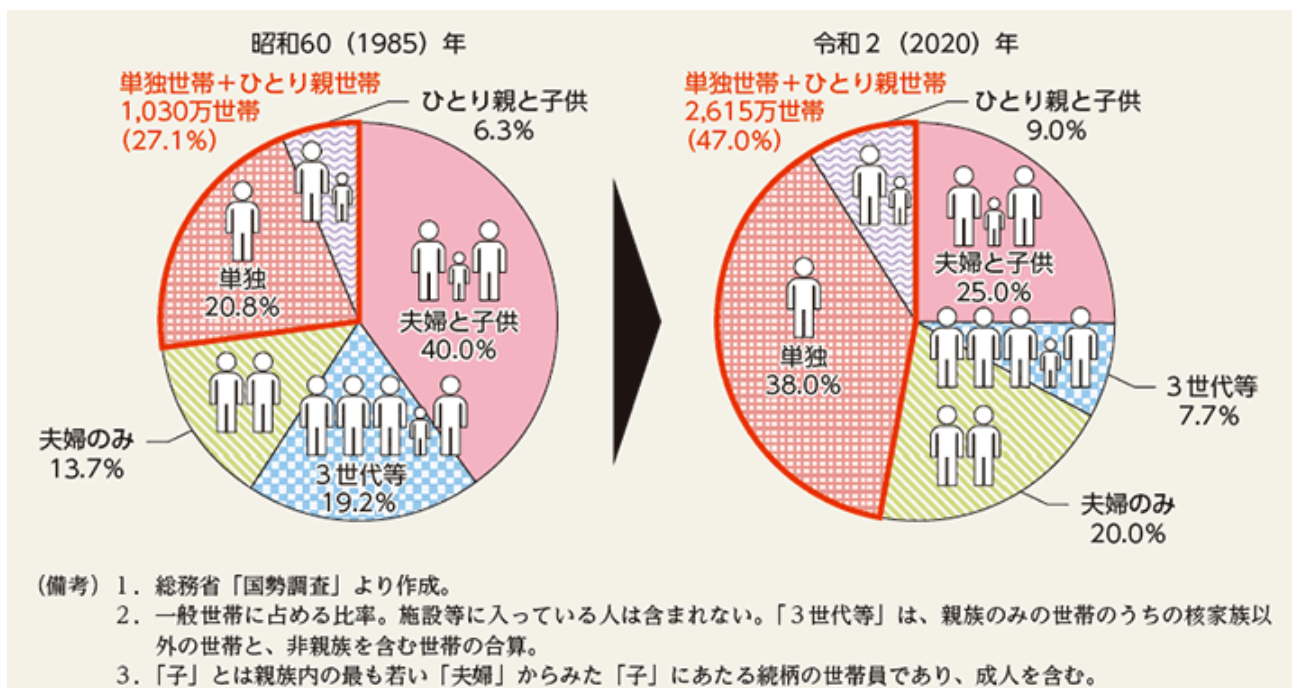
(1) 家族の変化

30年余りで家族の形は大きく変わり、1985（昭和60）年に全世帯の4割を占めていた「夫婦と子供」の世帯は、2020（令和2）年時点では全体の25%です。一方、単独世帯が約4割で、ひとり親世帯と合わせると全体の約半数を占めています。2022（令和4）年時点の共働き世帯（妻が64歳以下の世帯）は、専業主婦世帯の3倍近くになっています。

また、婚姻件数は年々減少する一方で、そのうち再婚が占める割合は増加して、25%を超えています。また、男女とも未婚割合が上昇して、50歳時の未婚率は男性28.3%、女性17.8%（2020（令和2）年）となっています。

こうした家族のあり方や結婚に対する意識の変化に対応した法整備が求められており、育児や介護の支援体制のほか税制、社会保障制度等にわたる検討が進められています。また、婚姻後も仕事を続ける女性が大半となり、選択的夫婦別姓制度の議論も進められています。

【家族の姿の変化（全国）】



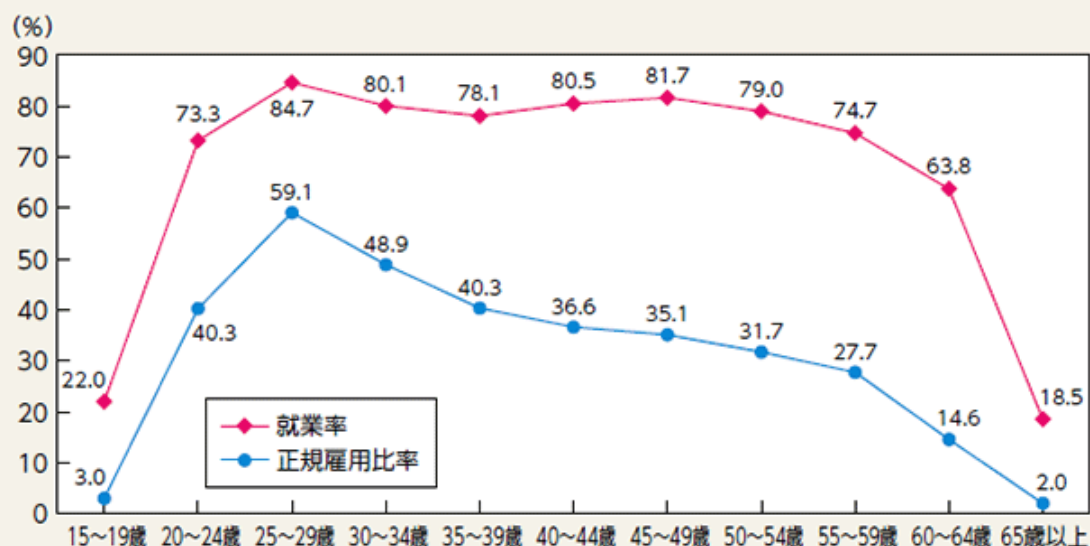
資料：内閣府「男女共同参画白書 令和6年版」より転載

(2) 女性と仕事

近年、男女とも就業率は上昇していますが、特に女性の就業率は大きく上昇しています。これまでは女性の年齢階級別就業率が子育て期に下がるM字カーブが諸外国と比べたときの日本の特徴でしたが、この30年で出産後も育児休業を取得して就業を継続する女性が増加し、現在ではほぼ台形を描くようになっています。

しかし、正規雇用比率をみると20歳代後半をピークに低下する状況があることから、結婚や出産を機に非正規で働く女性が増えていることがわかります。その背景には、長時間労働を中心とした労働慣行、家事・育児負担の女性への偏り、固定的な役割分担意識等の影響があると考えられます。

【女性の年齢階級別就業率と正規雇用比率（2023（令和5）年）（全国）】



(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
 2. 就業率は、「就業者」／「15歳以上人口」×100。
 3. 正規雇用比率は、「正規の職員・従業員」／「15歳以上人口」×100。

資料：内閣府「男女共同参画白書 令和6年版」より転載

【妻の就業状態別 夫と妻の仕事時間と家事関連時間（全国）】

夫婦と子供の世帯	共働き世帯	妻	10時間28分	4時間49分	4時間18分	4時間25分
		夫	10時間28分	7時間45分	53分	4時間55分
	夫が有業で妻が無業の世帯	妻	10時間48分	5分	6時間39分	6時間29分
		夫	10時間40分	7時間02分	54分	5時間24分

睡眠・食事等
 仕事・通勤等
 家事・育児・介護等
 自由時間（3次活動時間）

資料：総務省「社会生活基本調査」（令和3年）

(3) 方針決定への女性の参画

世界経済フォーラムが、経済、教育、健康、政治の分野のデータから算出しているジェンダー・ギャップ指数では、日本の順位は146か国中118位(2024年6月12日発表)で、依然、低位にとどまっています。教育と健康分野は世界トップクラスであるのに対し、経済と政治分野が極めて低い状況です。

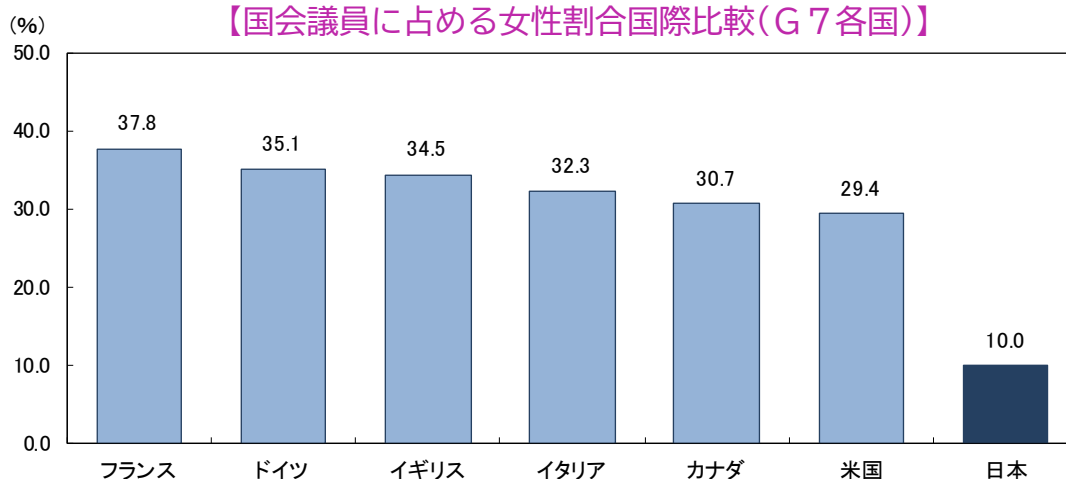
ジェンダー平等で活力のある社会をつくっていくためには、方針決定の場へ女性が男性と同様に参画し、社会における責任をともに担い、かつ成果をともに享受することが必要です。

【日本のジェンダー・ギャップ指数の推移】

	調査 国数	総合		経済		教育		健康		政治	
		順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア
2024年	146	118	0.663	120	0.568	72	0.993	58	0.973	113	0.118
2023年	146	125	0.647	123	0.561	47	0.997	59	0.973	138	0.057
2022年	146	116	0.650	121	0.564	1	1.000	63	0.973	139	0.061
2021年	156	120	0.656	117	0.604	92	0.983	65	0.973	147	0.061
2020年	153	121	0.652	115	0.598	91	0.983	40	0.979	144	0.049
2018年	149	110	0.662	117	0.595	65	0.994	41	0.979	125	0.081
2017年	144	114	0.657	114	0.580	74	0.991	1	0.980	123	0.078
2016年	144	111	0.660	118	0.569	76	0.990	40	0.979	103	0.103
2015年	145	101	0.670	106	0.611	84	0.988	42	0.979	104	0.103
2014年	142	104	0.658	102	0.618	93	0.978	37	0.979	129	0.058
2013年	136	105	0.650	104	0.584	91	0.976	34	0.979	118	0.060
2012年	135	101	0.653	102	0.576	81	0.987	34	0.979	110	0.070
2011年	135	98	0.651	100	0.567	80	0.986	1	0.980	101	0.072
2010年	134	94	0.652	101	0.572	82	0.986	1	0.980	101	0.072
2009年	134	101	0.645	108	0.550	84	0.985	41	0.979	110	0.065
2008年	130	98	0.643	102	0.544	82	0.985	38	0.979	107	0.065
2007年	128	91	0.645	97	0.549	69	0.986	37	0.979	94	0.067
2006年	115	80	0.645	83	0.545	60	0.986	1	0.980	83	0.067

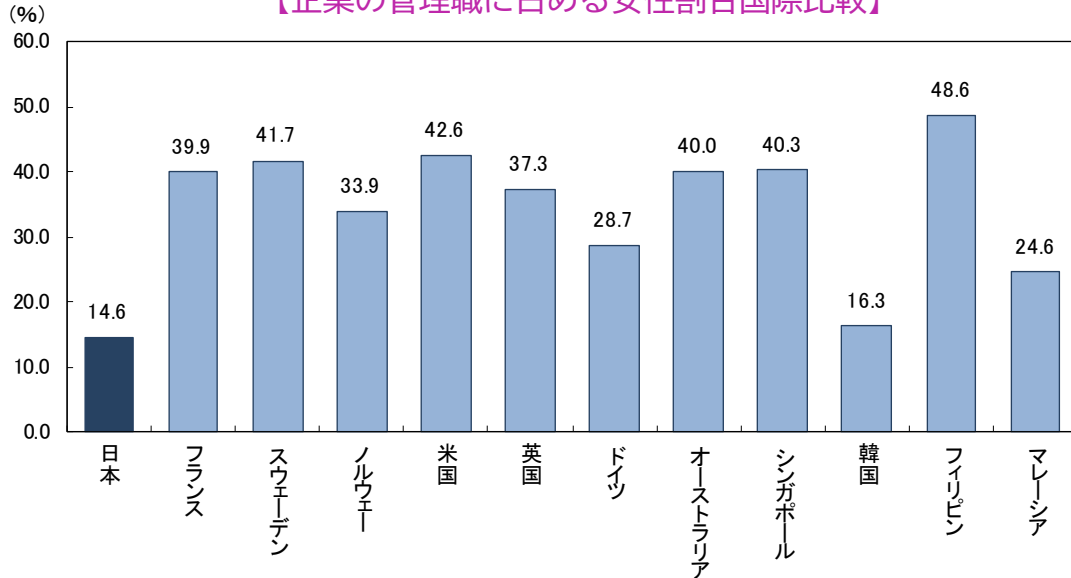
資料：World Economic Forum「The Global Gender Gap Report」 ※調査年と公表年の違いにより年が不連続

【国会議員に占める女性割合国際比較(G7各国)】



注) 数字は下院(日本は衆議院)議員に占める女性の割合 資料：IPU(列国議会同盟)「Women in politics:2023」

【企業の管理職に占める女性割合国際比較】



資料：内閣府「男女共同参画白書」令和6年版

コラム 「参加から参画へ」(アファーマティブ・アクション/ポジティブ・アクション)

女性の社会参加の推進において、単に女性の参加の場を増やすだけでなく、その場において政策・方針の決定、企画等に加わるなど、より主体的な参加姿勢を明確にするため、平成3年5月に決定された「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」において「共同参加」から「共同参画」へ改められ「男女共同参画型社会の形成をめざす」となりました。

そして、男女共同参画社会基本法においては、男女が、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する積極的改善措置（アファーマティブ・アクション/ポジティブ・アクション）を国の責務として定めています。

積極的改善措置の手法としては、一定の人数や比率を割り当てるクォータ制（割当制）、目標値を設定して、達成までの期間を区切って一定の人数や割合を割り当てるゴール・アンド・タイムテーブル方式などがあります。

(4) 女性に対する暴力

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、配偶者等からの暴力（DV）やデートDV⁵、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などのほかに、若年女性が被害に遭うことが多いJKビジネス⁶、AV出演強要、リベンジポルノ（私事性的画像被害）⁷、レイプドラッグ⁸、盗撮被害などが社会問題化しています。近年のスマートフォンやSNSの普及により、その被害は多様化、低年齢化する傾向です。子ども・若者が被害を受けた場合、特に潜在化・深刻化しやすいことが課題となっています。

国では、刑法の改正、「AV出演被害防止・救済法」の制定などが行われていますが、男性とともに女性の人権が尊重され、暴力を容認しない社会を私たち一人ひとりがつくっていく必要があります。

【警察における刑法犯認知件数・相談件数の推移（被害者の状況・全国）】

		2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)	2021 (令和 3)	2022 (令和 4)	2023 (令和 5)
不同意性交等	認知件数	1,307	1,405	1,332	1,388	1,655	2,711
	うち女性	1,251	1,355	1,260	1,330	1,591	2,611
	女性割合	95.7	96.4	94.6	95.8	96.1	96.3
不同意わいせつ	認知件数	5,340	4,900	4,154	4,283	4,708	6,096
	うち女性	5,152	4,761	3,995	4,111	4,503	5,840
	女性割合	96.5	97.2	96.2	96.0	95.6	95.8
公然わいせつ	認知件数	788	746	701	712	624	749
	うち女性	697	647	613	613	541	655
	女性割合	88.5	86.7	87.4	86.1	86.7	87.4
略取誘拐・人身売買	認知件数	304	293	337	389	390	526
	うち女性	247	245	276	322	322	411
	女性割合	81.3	83.6	81.9	82.8	82.6	78.1
配偶者からの暴力	相談件数	77,482	82,207	82,643	83,042	84,496	88,619
	うち女性	61,518	64,392	63,165	62,147	61,782	63,935
	女性割合	79.4	78.3	76.4	74.8	73.1	72.1
ストーカー	相談件数	21,556	20,912	20,189	19,728	19,131	19,843
	うち女性	18,949	18,403	17,689	17,286	16,724	17,261
	女性割合	87.9	88.0	87.6	87.6	87.4	87.0
私事性的画像被害	相談件数	1,347	1,479	1,569	1,627	1,728	1,812
	うち女性	1,257	1,382	1,427	1,432	1,494	1,527
	女性割合	93.3	93.4	90.9	88.0	86.5	84.3

資料：警察庁「令和5年の刑法犯に関する統計資料」「令和5年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

⁵ デートDV:恋人間の暴力のことをいいます。

⁶ JKビジネス:主として「JK」、すなわち「女子高校生」などの児童を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプション」等と称し、性的なサービスを客に提供させるものです。

⁷ リベンジポルノ(私事性的画像被害):元配偶者や元交際相手などが、相手から拒否されたことの仕返しに、相手の私的な性的画像を無断でネットの掲示板などに公開する行為のことです。

⁸ レイプドラッグ:性暴力を目的に相手の飲み物に睡眠薬などを入れて抵抗できないようにするための薬のこと、またはそうした性暴力被害のことです。

(5) 防災における男女共同参画

災害は全ての人の生活を脅かすものですが、女性や子ども、社会的に弱い立場にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。

これまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じています。また、災害時の避難所等において女性に対する性暴力被害の発生も報告されています。

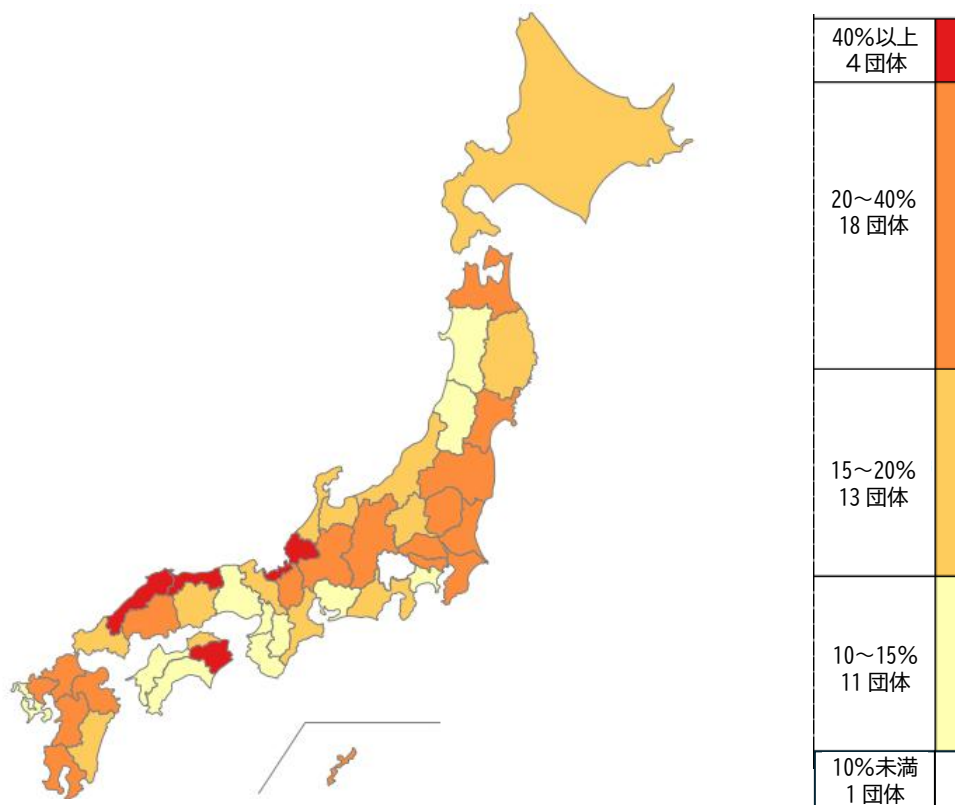
内閣府では「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を2020（令和2）年に作成し、基本的な考え方、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において取り組むべき事項を示すとともに、現場で活用できるチェックリスト等を掲載しています。

行政と住民、事業者等が連携し、男女がともに参画する災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

【ガイドライン7つの基本方針】

- ① 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
- ② 女性は防災・復興の「主体的な担い手」である
- ③ 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する
- ④ 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
- ⑤ 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する
- ⑥ 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置づける
- ⑦ 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する

【都道府県防災会議の委員に占める女性の割合】



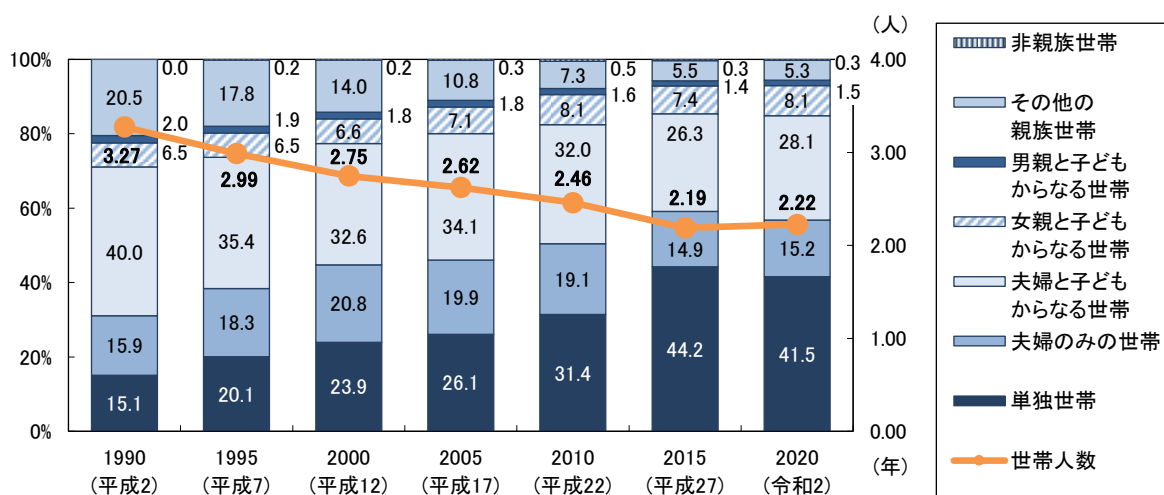
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（2023 年度）

6. 男女共同参画にかかわる本町の現状

(1) 人口と世帯の動向

国勢調査(2020(令和2)年)における本町の高齢化率は23.9%で、全国平均の28.6%、大阪府平均の27.6%に比べて低く、逆に15歳未満人口割合は国、府に比べて2ポイント程度高い状況です。世帯構成の動向は、全国や大阪府と同様に夫婦と子どもからなる世帯の割合が大幅に減少する一方で単独世帯の割合が増加しています。2015(平成27)年に単独世帯の割合が急増している要因は、2013(平成25)年に大阪府警察学校(全寮制)の他市からの移転があったことによります。ただし、高齢者の単独世帯も年々増加しており、世帯全体の1割強を占め、そのうち3分の2を女性が占めています。

【世帯類型別割合と一世帯あたりの人数の推移(田尻町)】



注) 世帯類型別割合は、総数から世帯類型「不詳」を除いた世帯数を分母として算出している

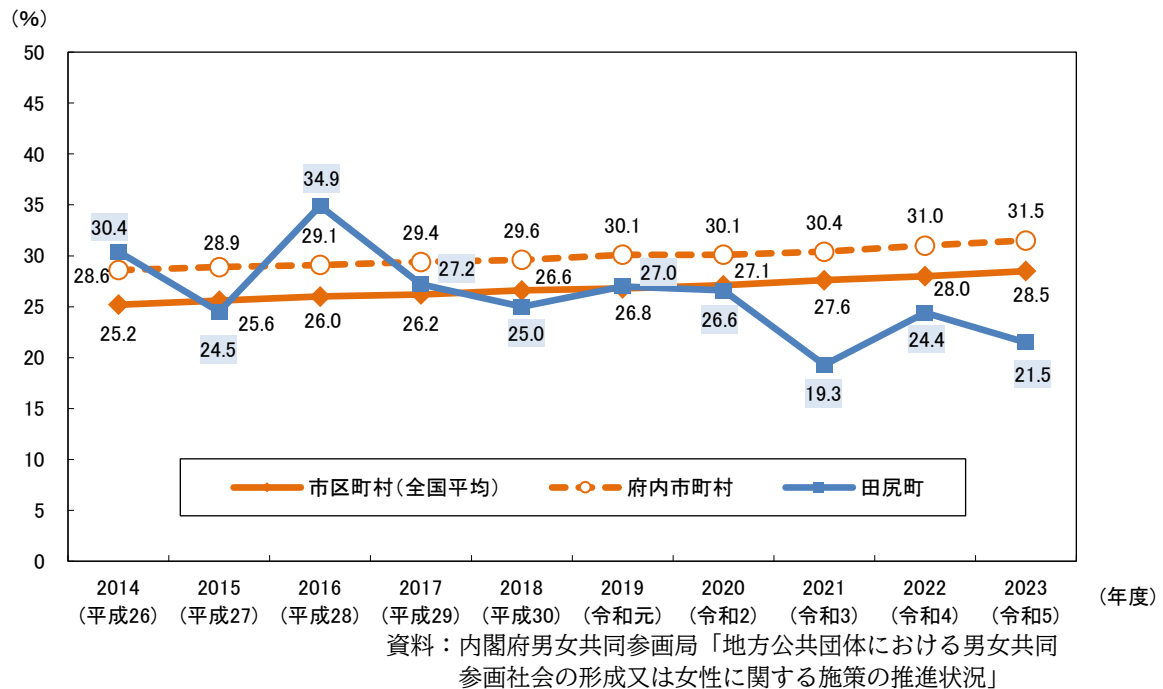
資料：総務省「国勢調査」

(2) 方針決定過程への女性参画

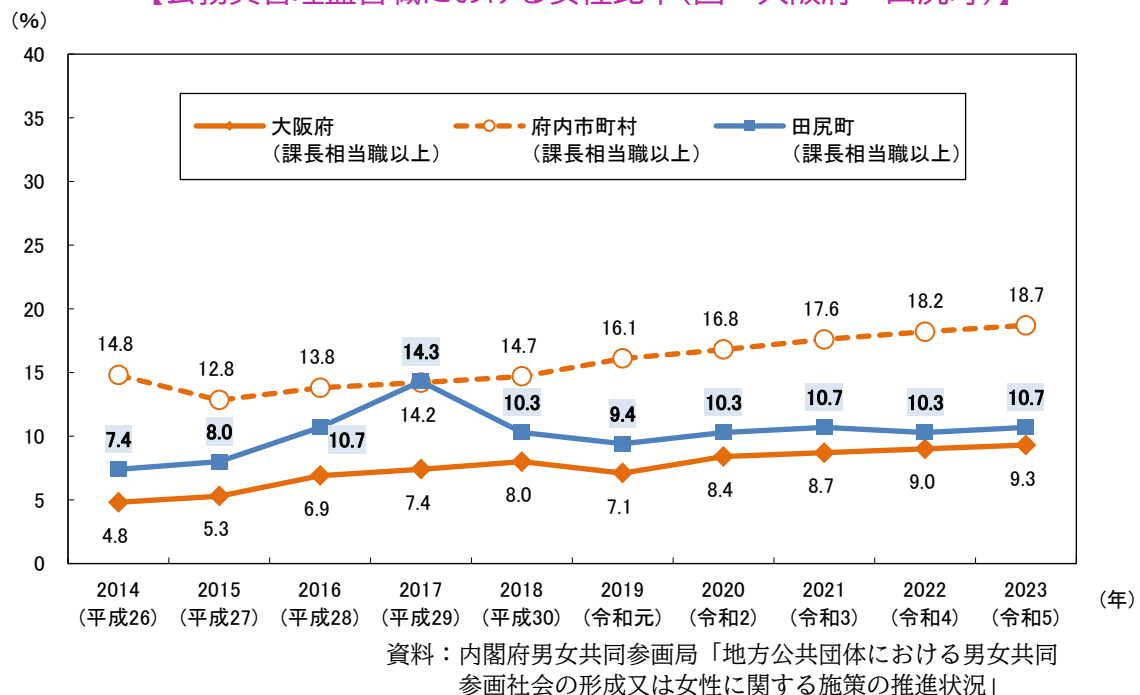
本町の審議会委員における女性割合は、30%を超えた年もありますが、20%台で推移しており、全国平均や府内市町村の平均と比べて低くなっています。第2次プランで掲げた目標40%は達成できていません。

職員における管理職の女性割合をみると10%前後で推移しており、府内市町村平均と比べて低い状況です。

【地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における女性の割合(田尻町)】



【公務員管理監督職における女性比率(国・大阪府・田尻町)】



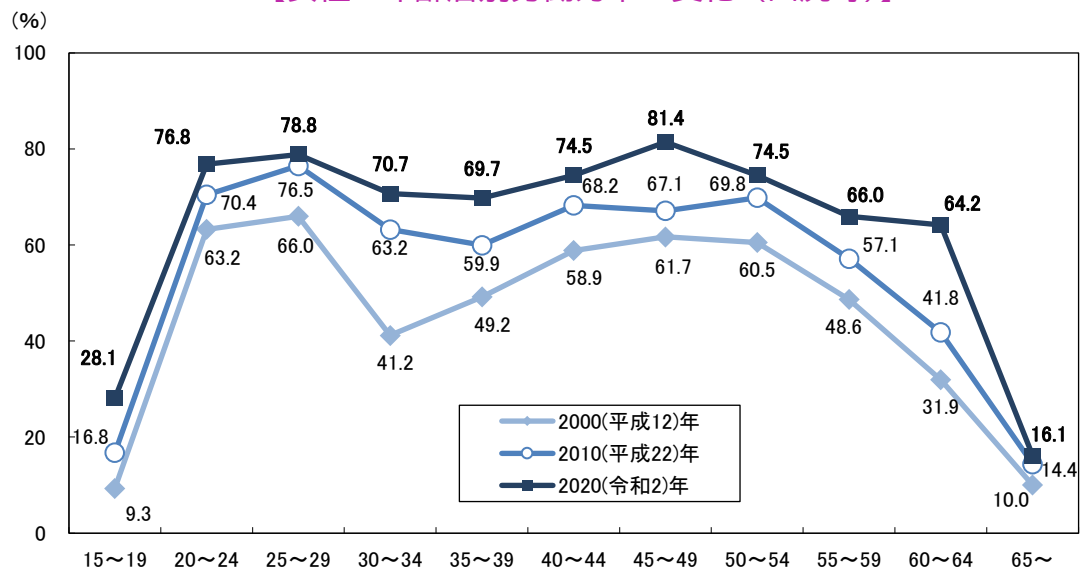
(3) 女性の就労状況

全国の傾向と同様に本町においても共働き世帯は年々増加しています。また、女性の年齢層別労働力率をみても、この20年間で、すべての年代で労働力率が上昇しており、なかでも30歳代前半は大幅に上昇しています。

ただし、従業上の地位をみると、女性は正規の職員・従業員の割合が増加しているも

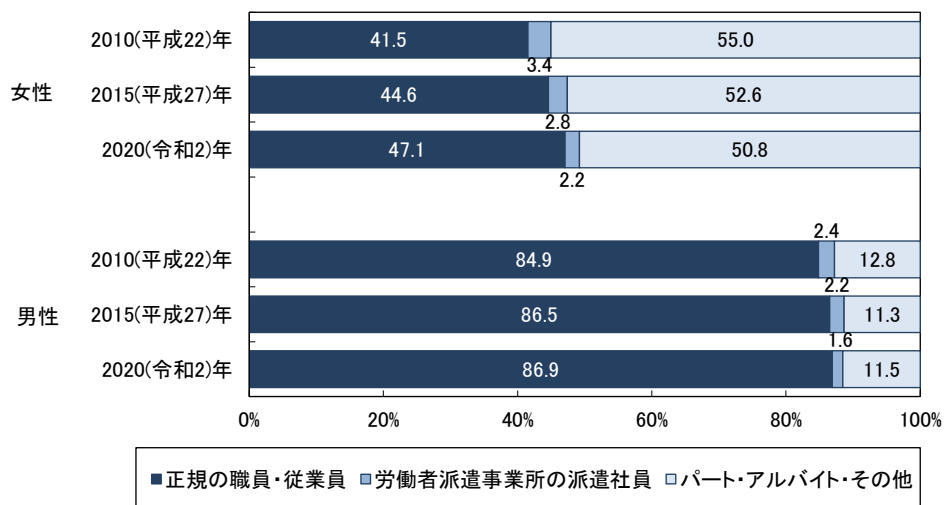
のの男性に比べるとパート・アルバイトが多い状況です。

【女性の年齢層別労働力率の変化（田尻町）】



資料：総務省「国勢調査」

【雇用者の従業上の地位の構成割合（性別・田尻町）】



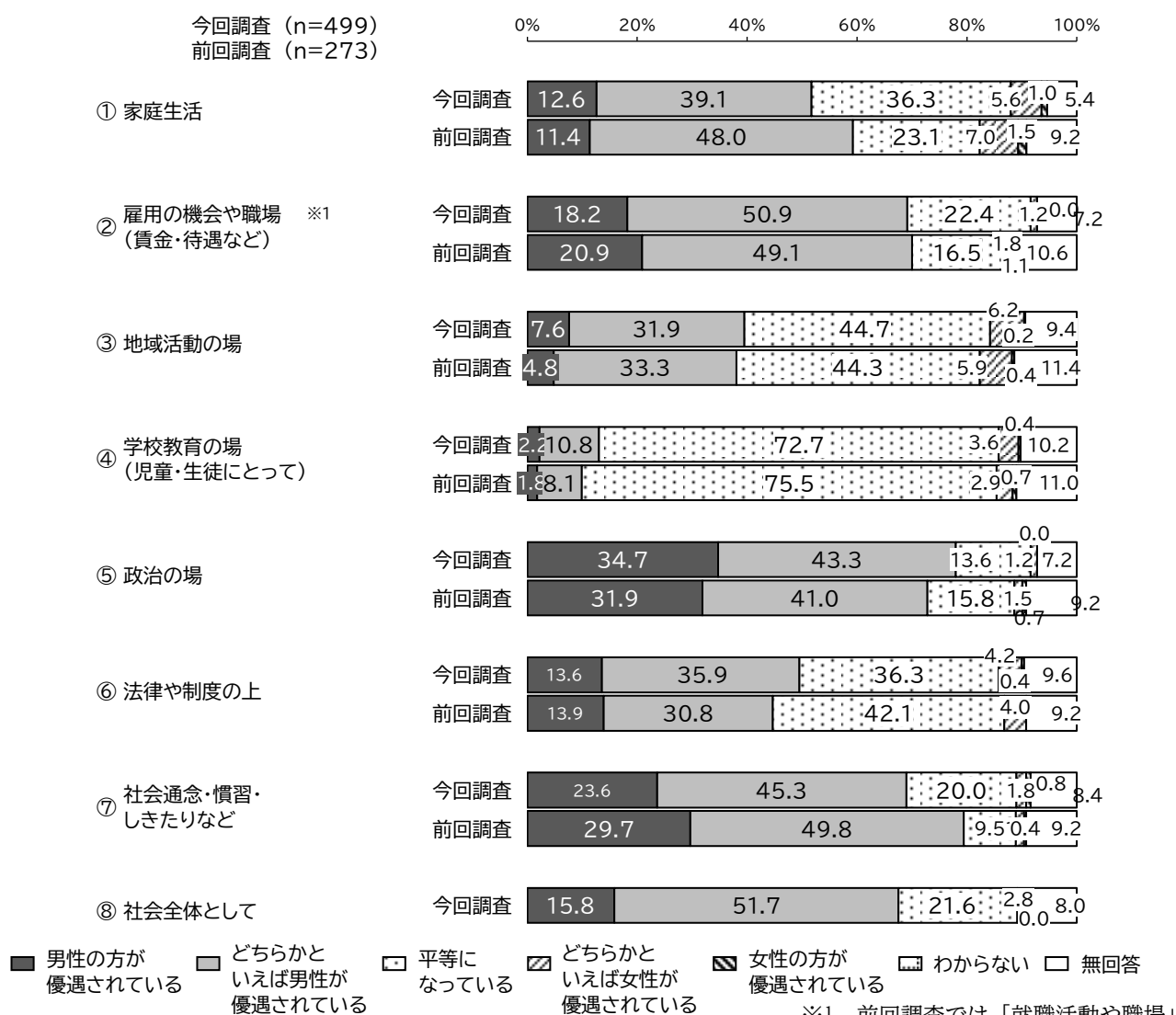
資料：総務省「国勢調査」

(4) 住民調査からみる意識と実態

①社会における男女の地位の平等感

2023（令和5）年度に実施した「住民意識調査」の結果から社会の各分野における男女の地位の平等感を前回調査と比較すると、学校教育の場では「平等になっている」が前回同様7割を超えています。家庭生活と社会通念・慣習・しきたりなどでは、『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）の割合が前回よりも低くなっているものの、男性優遇感が高いことは変わっていません。特に政治の場での男性優遇感は前回にも増して高くなっています。この10年間で社会の様々な分野での男性優遇感には大きな変化がないことがわかります。また、男性に比べて、女性において男性優遇感が強いのもこれまでと同様の傾向が続いています。

【男女の地位の平等感】

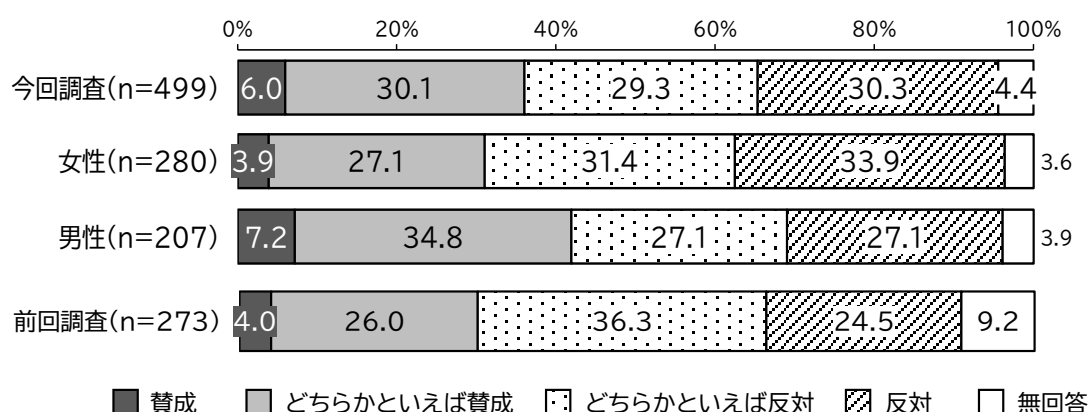


②固定的性別役割分担意識と女性の働き方に対する意識

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担に『反対』（「反対」と「どちらかといえば反対」の合計）の割合は約6割を占めています。男性に比べて、女性の方が『反対』が約10ポイント高く、男女の意識のギャップがみられます。

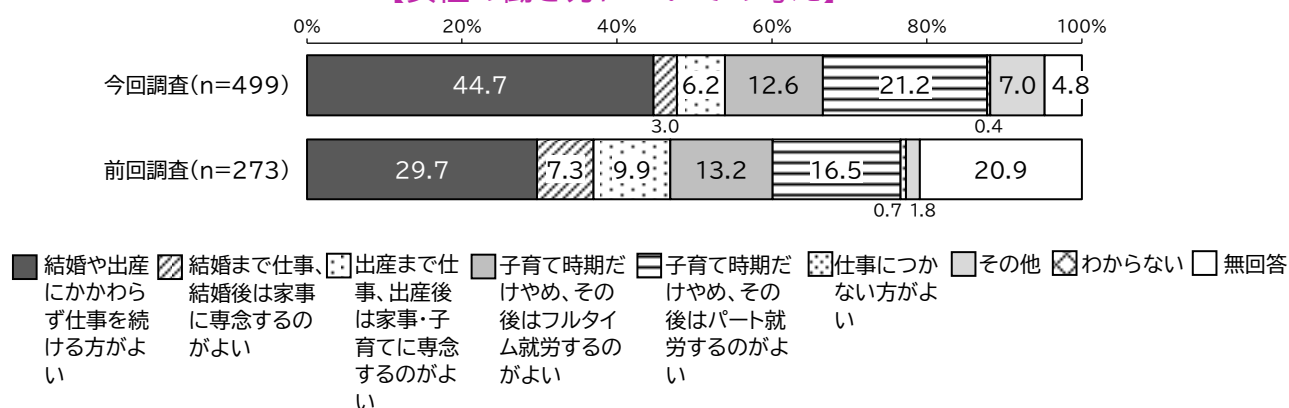
前回調査と比べると『反対』は、ほぼ同じですが、『賛成』（「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計）がわずかに増加しています。

【「男は仕事、女は家庭。夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方】



女性の働き方に対する考えでは、「結婚や出産にかかわらず仕事を続ける方がよい」の回答が前回調査と比べて大幅に増えています。現実には結婚・出産後も働き続ける女性が増加していることに連動する意識の変化ととらえられます。

【女性の働き方についての考え】



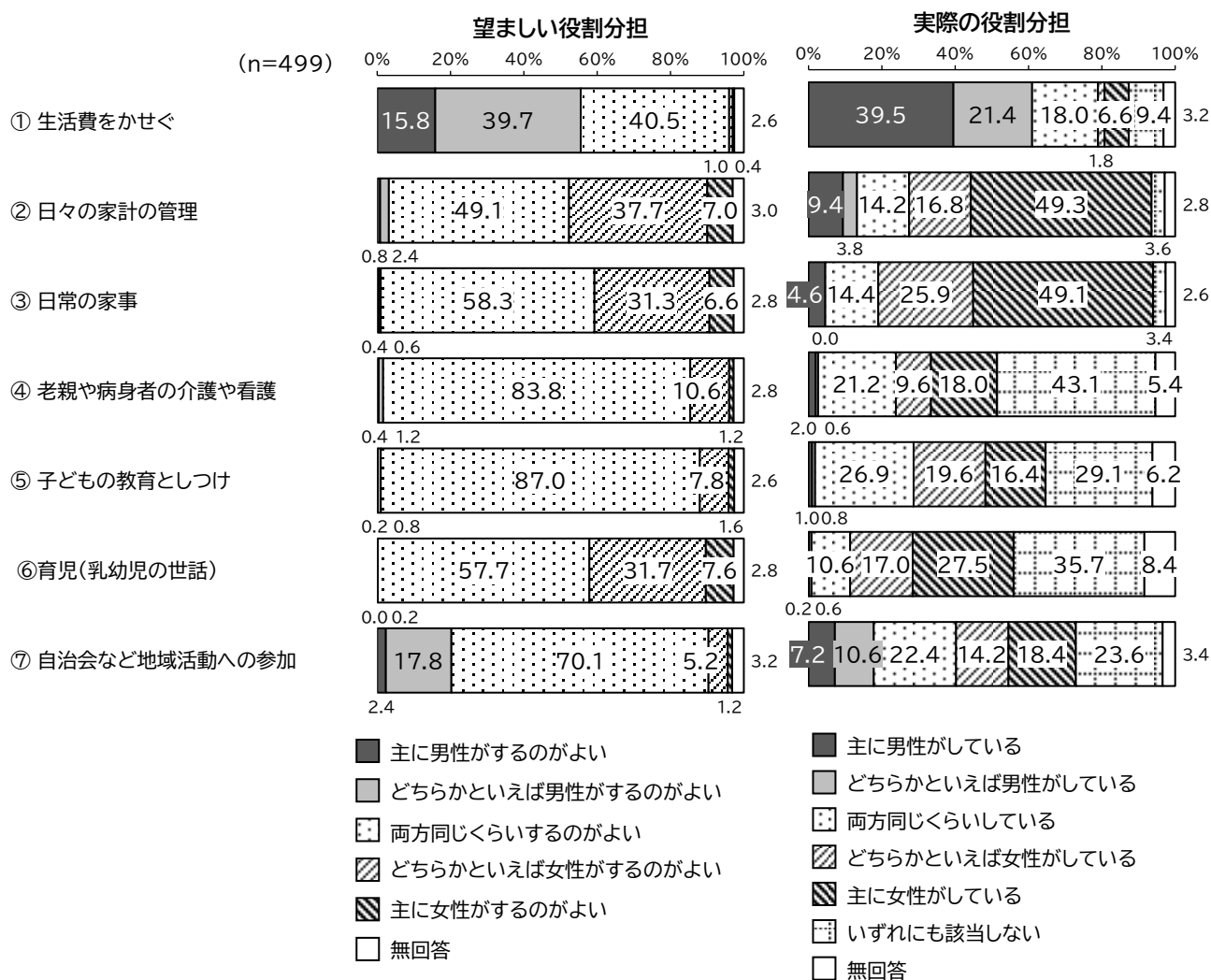
「住民意識調査」の結果からは、女性の働き方に対する考え方に大きな変化がみられるのに対して、固定的性別役割分担の意識が根強いことがうかがえます。

男女で仕事と家庭の役割を固定的に分担する意識は、男性には仕事の責任や長時間労働が、女性には家事・育児・介護の負担が偏ることにつながり、社会における様々な活動を男女がともに分かち合うことを阻害することになります。

③家庭における役割の理想と現実

家庭で発生する仕事の役割に対して、望ましいのは男女が同じくらいと考える人の割合に比べて、実際には「生活費をかせぐ」のは男性に、それ以外の家事や育児、介護等については女性に偏っている現実がみられます。

【望ましい家庭の役割分担と実際の家庭の役割分担】



④子どもの育て方に対する意識

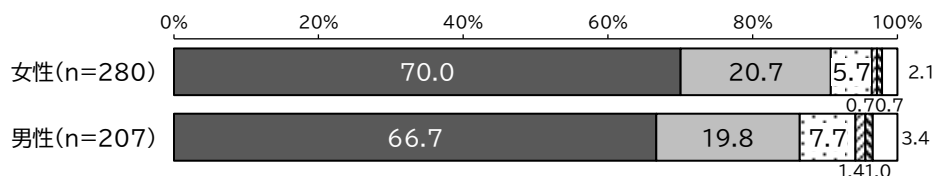
子どもの育て方に対する意識では、「性別にこだわらず、子どもの個性をのばす方がよい」に対しては男女ともほとんどの人が肯定的ですが、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てる方がよい」と「子どもが3歳くらいまでは母親の手で育てる方がよい」に対しては肯定的な人と否定的な人に分かれています。「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てる方がよい」については、男性の方が女性に比べてより肯定的な傾向がみられます。

性別にこだわらず、子どもの個性をのばす方がよいと思う一方で、男らしく、女らしく育てることを肯定する意識を持つ人が一定割合存在しています。

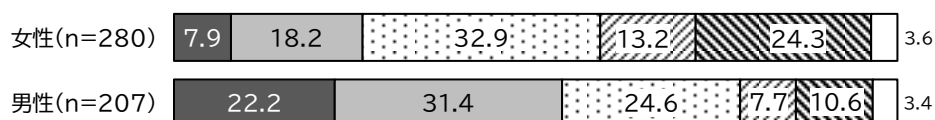
また、住民調査によると、いわゆる「3歳児神話⁹」は年齢が高くなるほど男女とも支持する傾向が強いです。大切なのは子どもが安全な環境で適切に養育されることで、母親だけがその役割を担うべきという意識は、かえって弊害を生じることにつながります。

【子どもの育て方についての考え】

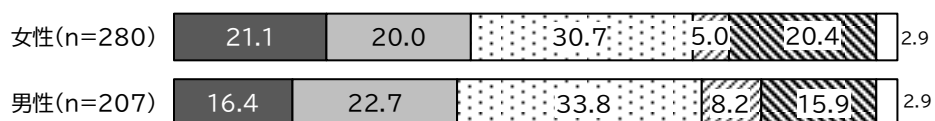
【①性別にこだわらず、子どもの個性をのばす方がよい】



【②男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てる方がよい】



【③子どもが3歳くらいまでは母親の手で育てる方がよい】



■ そう思う ■ どちらかといえばそう思う ■ どちらともいえない ■ どちらかといえばそう思わない ■ そう思わない □ 無回答

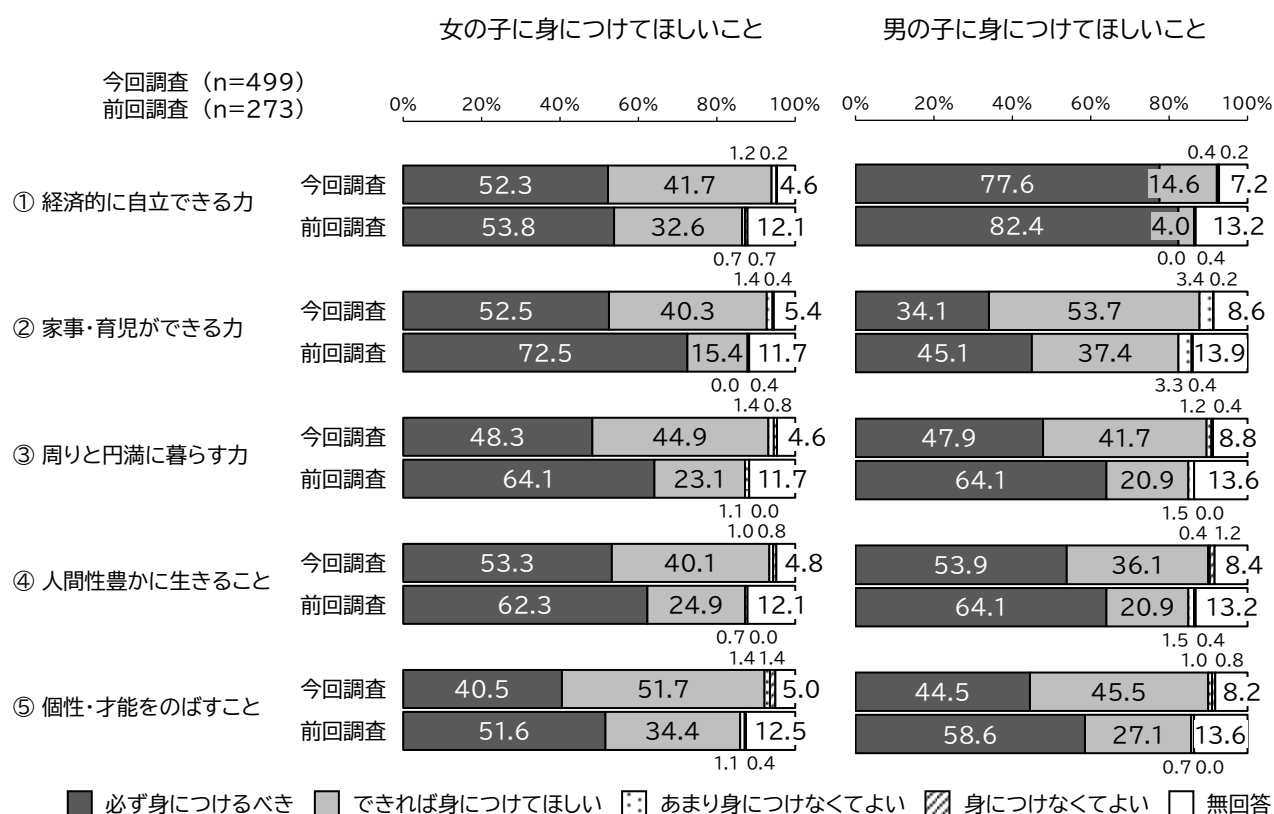
⁹ 3歳児神話:「子どもは3歳までは、家庭において母親の手で育てないと成長に悪影響を及ぼす」という3歳児神話は、欧米における戦時下の孤児研究の影響を受け、性別役割分担意識と結びついて、日本では1950年代から広まりました。しかし、母親が育児に専念することは歴史的には珍しい現象であり、その後、母子関係のみの強調はWHOによって見直されました。現在では、父親やその他の育児者も重要な役割を果たすことが実証され、3歳児神話に合理的な根拠は認められない、とされています。

子どもに身につけてほしいことでは、「周りや円満に暮らす力」「人間性豊かに生きること」「個性・才能をのばすこと」の3項目は女の子と男の子に対する期待の違いはほとんどありませんが、「経済的に自立できる力」は男の子に、「家事・育児ができる力」は女の子に対して期待が大きくなっています。

前回調査と比べて、全項目で「必ず身につけるべき」とする回答は低くなっており、なかでも、女の子に対して「家事・育児ができる力」を必ず身につけるべきと考える人の割合は20ポイント低くなっているものの、前回、今回調査とも男の子への期待とは顕著な違いがあります。

こうした期待の違いにより、子どもの性別によって言葉かけの内容が異なってくるのが考えられます。

【子どもに身につけてほしいこと】



コラム 「無意識の思い込みに気づく」(アンコンシャス・バイアス)

誰もが潜在的に持っている思い込みのことで、育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていきます。

【性別による無意識の思い込みの例】

- 男性は仕事をして家計を支えるべきだ ○男性は人前で泣くべきではない
- 女性は家事・育児に向いている ○女性は感情的になりやすい

⑤意識調査からみえる若い世代への支援の必要性

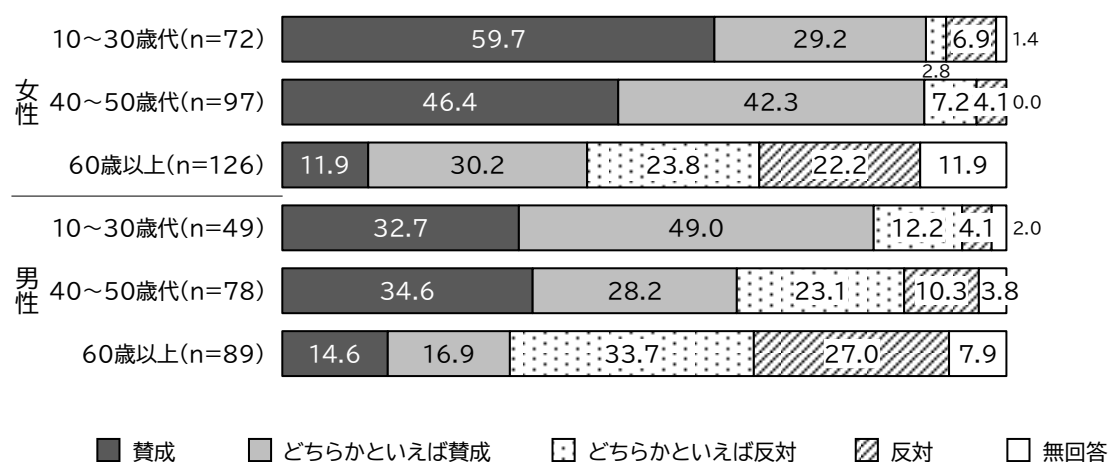
住民意識調査においては、性別役割分担意識や社会における男女平等感などで性別によって意識の違いがみられるほか、年代によっても意識や考え方に違いが大きい状況がみられています。いわゆる3歳児神話は年代が高いほど肯定する傾向が強く、家庭において乳幼児の世話は母親がするべきという意識につながります。

また、中高年以上の男性では、仕事中心の考え方にに基づき、家庭より仕事重視の生活を送ってきた様子が見え、若年層では家庭や子育ても大切にしたい傾向がみられ、育児休業・介護休業を取りたいと思う割合が高くなっています。さらに、夫婦別姓や同性同士の結婚に対する抵抗感は年齢が高いほど根強い状況です。

こうした世代間の意識差が原因となって、若い世代が上の世代からの理解やサポートを受けられず、仕事と子育ての両立などに不安を感じることになりかねません。

世代間の意識の違いを認識しつつ、相互理解と人権の尊重に基づき、世代を超えて、誰もが自分らしく生きられる社会づくりをめざす必要があります。

【「同性同士の結婚を認めてよい」という考え方について】



第2章 プランの基本的な考え

第2章 プランの基本的な考え方

1. 第2次プランにおける本町の取組と課題

第2次プランにおける基本目標ごとの主な取組の評価と課題は次の通りです。

(1) 男女共同参画の意識づくりと行動の促進

①学習機会の提供

第2次プランにおける取組状況
●第2次プランの期間中、新型コロナウイルス感染症の拡大防止期もあいまって、住民対象の啓発事業を十分に実施できていませんでした。2024（令和6）年度は、専門機関に委託して、親子対象の理系への進路選択を視野に入れた、ものづくり講座と女性の生き方をテーマにした連続講座を実施しました。 ●人権相談や女性のための相談については、コロナ禍にあって、多くの家庭や職場など社会全体でストレスや緊張が高まっているなか、可能な限り丁寧な相談対応をするよう、積極的に相談利用を促すよう心がけました。そのため、相談の件数がこれまでになく多くなりました。このことは、相談利用を知らない方や知っていても利用につながらない潜在的なニーズがあることの表れであると考えられます。 ●2023（令和5）年度から田尻町のランドマークである「田尻スカイブリッジ」のライトアップが始まり、3月8日（国際女性デー：黄色）、11月12日（パープルリボン運動：女性に対する暴力をなくす運動：紫色）など男女共同参画に関連する日にライトアップも行われています。
今後の課題
●啓発事業の実施においては、啓発対象に応じたテーマを設定し、事業を継続的に取り組む必要があります。 ●啓発事業展開の方法として、庁内関係課との共催で集客と啓発の相乗効果が見込めるような取組や近隣市町との広域連携による事業展開などを検討して啓発機会の拡大や事業効果の向上を図る必要があります。 ●事業の周知や広報については、SNSを活用した情報発信なども検討する必要があります。

②教育・保育における男女共同参画の推進

第2次プランにおける取組状況
●就学前教育・保育や学校教育においては、保育教育計画、人権推進計画のなかに男女共生教育を位置づけて、男女平等・ジェンダー平等の視点で教育活動や子どもたちへの声かけが行われています。 ●小学校では標準服選択制を導入済みで、画一的ではない服装で通学する児童が増加しています。中学校でも制服の見直しを進めています。
今後の課題
●様々な機会をとらえて、男女平等・ジェンダー平等の視点を持った教育活動を引き続き進めていくことが大切です。 ●そのために研修の受講機会を確保できるようにすることや、町の男女共同参画担当と意見交換する場を設けることが考えられます。

③家庭・地域における男女共同参画の推進

第2次プランにおける取組状況
●PTA研修会で、保護者・教員等による子育てに関するパネルディスカッションを実施し、子育てと家庭での役割分担意識の払拭につながる内容で実施する機会がありました。
今後の課題
●家庭教育における男女共同参画に対しての働きかけは十分とはいえません。 ●地域の中で女性同士が気軽に集える場づくりや外国籍住民との交流機会をつくるなど、地域における女性の活動が活性化し、リーダー育成にもつながる仕掛けも必要です。

(2) 仕事と生活の調和を支える環境の整備

①就労の場の環境整備

第2次プランにおける取組状況
●次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」ならびに女性活躍推進法に基づく「田尻町特定事業主行動計画」を策定し、超過勤務の削減や男性の育児休業取得目標を掲げて取組を進めています。 ●就労を希望する住民を対象に行う就労相談や職場における様々な労働問題に関する労働相談を実施しています。

- 町内の事業所に対しては、労働関係法の改正情報や職場における女性活躍、両立支援制度等の周知を行っています。
- 泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会（会員数 153 事業所（令和 7 年 1 月現在））は、職場における人権問題の早期解決と就職の機会均等を保障するための活動を行う団体です。会員事業所に向けて、研修や機関誌の配布、法改正情報等の情報提供を行っています。

今後の課題

- 雇用・就労に関する情報、労働に関する基本的な権利についてわかりやすく提供することが必要です。
- 職場におけるハラスメント防止や仕事と家庭生活の両立支援、多様な働き方について事業所に周知することも求められます。

②人権の確立と多様な参画の推進

第 2 次プランにおける取組状況

- 2020（令和 2）年度に人権カレンダーを作成、全戸配布し、女性の人権を含めた住民への人権啓発を行いました。また、中学生の総合学習で S D G s 学習が取り上げられた際、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント¹⁰、性的マイノリティについての学習協力を行いました。
- 小中学校にスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを配置して、保護者にも周知したことにより相談事業につながりました。ふれ愛センターでは、児童家庭相談を設置し、子どもに係る相談全般を受け付けています。
- 子どもの人権のうち、いじめについては小中学校で定期的に児童生徒へのアンケートを行い、いじめの早期発見や深刻化を防ぐため兆候を把握しています。
- 小中学校では、スマートフォンの使い方や SNS による犯罪への注意喚起などの研修を実施しています。
- 児童虐待に対しては、要保護児童対策地域協議会を中心として児童虐待防止に取り組んでいます。
- 子どもの居場所づくりについては、子ども食堂への支援、町内にある公共施設で子どもたちが自由に過ごせる居場所づくりを行っています。

¹⁰ エンパワーメント：人が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となること。

●性と生命を尊重する教育としては、学校現場と健康課が連携して発達段階に応じて「いのちの授業」を実施しており、2024（令和6）年度には助産師がデートDVをテーマに授業を実施しました。

●保護者向けには思春期に関する講演会を実施して、保護者の理解と子どもへの対応についての情報提供を行いました。

今後の課題

●スマートフォンやSNS利用の低年齢化や子どもが巻き込まれる事件の多発など、その時々状況に応じた情報リテラシー教育を行う必要があります。

③生涯にわたる健康づくりの支援

第2次プランにおける取組状況

●男女の健康づくりについては、療育相談、ヘルス栄養相談やこころの健康相談など思春期や壮年期に相談できる体制を整備し、必要に応じて保健所等と連携をとっています。

今後の課題

●健康づくり事業の利用者が少ないことが課題となっており、広報活動や利用しやすい事業展開の工夫が必要です。

（3）配偶者等からの暴力の防止

①暴力被害の防止に向けた啓発

第2次プランにおける取組状況

●若年層の性暴力被害予防月間（4月）、女性に対する暴力をなくす運動・田尻スカイブリッジのパープルライトアップ（11月）について、広報掲載やポスター掲示などで周知。DV等をテーマとする職員研修を実施。

今後の課題

●DVをはじめとするあらゆる暴力は人権侵害であり、決して許されないという認識をさらに広げ、誰もが加害者にも被害者にもならないよう啓発を進めていくことが必要です。

●必要とされている方に必要な情報を届けられるよう、発信や情報提供の仕方を検討します。

②被害者の支援

第2次プランにおける取組状況
●DV相談や緊急時の一時保護には庁内はもちろん、大阪府や警察署などの関係機関とも協力連携を図り、随時対応しています。
今後の課題
●誰もが気軽に安心して利用できる相談事業のあり方や、相談者が希望する生活ができるように支援することについて検討を進めていくことも必要です。 ●困難女性支援法の施行に伴い、女性相談支援員の配置など相談支援体制の充実や、相談に至るまでに安心して利用できる居場所づくりなどがこれまで以上に必要になっています。

(4) 推進体制の整備

①行政における男女共同参画の推進

第2次プランにおける取組状況
●職員採用においては、2024（令和6）年度に初めて女性の土木技術職の採用がありました。男性保育士はすでに複数名が勤務しています。全庁的に職員配置の偏りは小さくなっています。 ●管理職の女性割合は16.7%（2023（令和5）年度）で、特定事業主行動計画に掲げる課長級以上の女性割合20%には届いていません。特に事務職員の管理職割合は府内で最も低い状況です。女性職員の管理職登用に向けた研修は、職員数が少ないため、町単独での研修実施が難しく、現状では市町村職員研修センターが実施する研修に希望者が参加するかたちです。 ●職員の育児休業取得については、これまで男性職員は短期間の育児関連休暇の取得が多かったのが、近年は長期間の育児休業を取得するケースもあります。
今後の課題
●性別にかかわらず所管会議の運営など多様な業務を経験し行政職員としての力をつけていく必要があります。 ●男女がともに働きやすい職場づくりを推進するとともに町内事業所に向けても積極的に発信していく必要があります。

②男女共同参画推進体制の整備

第2次プランにおける取組状況
●審議会委員等の女性参画については、一部で女性割合が5割を超える会議もありますが、全体では20%台で推移しており、第2次プランで掲げた目標40%には遠い状況です。委員選出団体の役員構成が男性に偏っていることや専門分野の女性候補が少ないことなどが要因としてあげられています。 ●職員に対する男女共同参画研修については、人権研修とは別に、受講機会を設けています。2022（令和4）年度には、「田尻町人権行政推進基本方針・田尻町人権行政推進基本計画」を策定し、女性の人権を含む人権課題について庁内全課への意識喚起を行いました。
今後の課題
●審議会委員等の選出団体に対して女性候補者の推薦を引き続き依頼することや専門分野の女性候補者の情報収集などさらなる工夫が必要です。

(5) 第2次プランにおける目標値の達成状況

住民意識調査結果における目標値については、2014（平成26）年度実績よりも目標値に近づいている項目が多いですが、達成するところまでは至っていません。

	指標名	2014 (平成26) 年度実績	2023 (令和5) 年度実績	目標値
1 男女共同参画の 意識づくりと行動の促進	過去5年間に、男女共同参画に関する講座などに参加した町民の割合	14%	7.8%	30%
	保護者町民が子どもに大学教育を受けさせたいと考える割合の〈女の子の場合〉と〈男の子の場合〉の差 (〈男の子の場合〉の割合－〈女の子の場合〉の割合)	17ポイント	14ポイント	7ポイント
	町立小中学校における中央委員会・生徒会の女性の割合*	50%	小学校 33% 中学校 100%	50%
2 仕事と生活の調和を 支える環境の整備	「女性が働きやすい環境が整っている」と思う町民の割合 (「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合の合計値)	16%	20.4%	25%
	「男性が家事・育児を学ぶ機会がある」と思う町民の割合 (「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合の合計値)	9%	14.6%	20%
	町就労相談における女性の割合	73%	42.9% 3人/7人	75%
3 配偶者からの暴力の防止	過去に配偶者・パートナー・交際相手からDVを受けた町民の割合	22%	24.6%	15%
	「配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントを受けた時に相談できる相手や場がある」と思う町民の割合 (「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合の合計値)	16%	20.6%	30%
	町相談窓口における相談者数	7人	11人	10人
4 推進体制の整備	審議会委員等の女性の割合	23%	21.5%	40%
	町職員の女性管理職の割合	12%	10.7%	20%

*2024（令和6）年度 小学校58%（12名中7名） 中学校20%（5名中1名）

2. 第3次プラン策定の方法

本プラン策定にあたっては、広く町民と町職員の男女共同参画に関して実情や意識を把握し、新たなプランを策定するうえでの基礎資料とするため「住民意識調査」を実施しました。

【田尻町男女共同参画社会づくりに関する意識調査実施概要】

	町民調査	職員調査
調査対象	18歳以上の町民1500人を 住民基本台帳から無作為抽出 (2023(令和5)年11月1日現在)	田尻町職員
調査方法	郵送配布・ 郵送回収及びインターネット回答	直接配布・ 回収箱への投函による回収及び インターネット回答
調査期間	2023(令和5)年12月1日～20日	2023(令和5)年12月1日～20日

第2次プランの進捗状況を把握するために、各課の取組状況についての調査を行ったうえで、個別にヒアリング調査を行い、庁内における取組の現状と課題を把握しました。また、男女共同参画に関する専門的な活動を行っている団体や地域における状況を把握するため、団体等に対するヒアリング調査を実施しました。

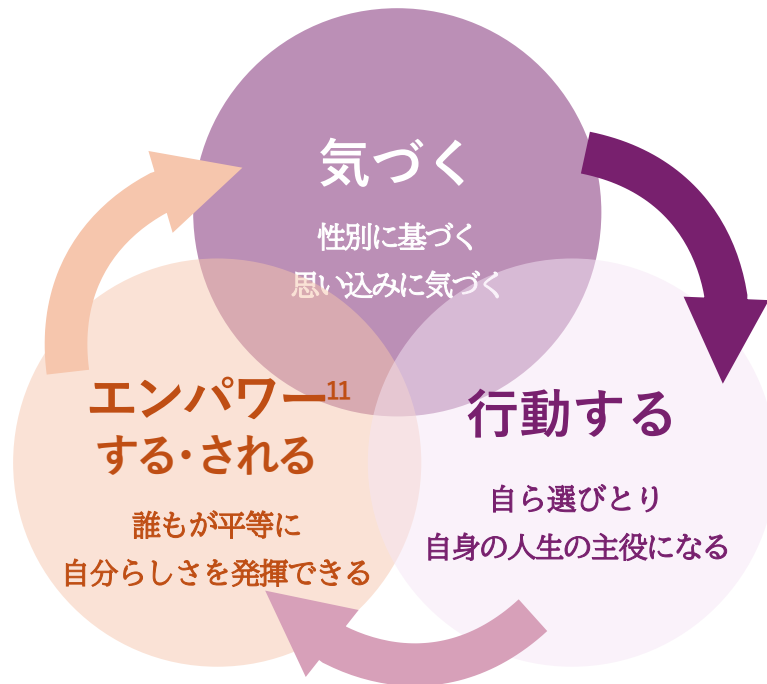
これらの調査結果を田尻町人権擁護審議会に報告し、課題についての審議を行うとともに、本プランに対する審議を行い、パブリックコメントによる住民意見の聴取を行ったうえで本計画を策定しました。

3. めざす姿と基本理念

「第5次田尻町総合計画」ではまちの将来像として「未来へ広がる空と海、笑顔が集うコンパクトシティ・たじり ～ゆとりと豊かさ、安心を次世代につなぐ～」を掲げています。男女共同参画の推進における基本方針として「男女がその能力と個性を十分に発揮でき、互いに尊重し、社会のあらゆる分野にともに参画できる環境づくりを進めます。」としています。

本プランは、「第5次田尻町総合計画」における基本方針と「男女共同参画社会基本法」における基本理念等を踏まえ、「田尻町男女共同参画推進条例」における基本理念に即して本プランの基本理念とめざす姿を設定します。

誰もが自分らしくのびやかに生き、 個が輝く社会



基本理念

- (1)誰もが個人として尊重され、性別による差別を受けることなく、その能力を発揮できる社会をめざします。
- (2)固定的な性別役割分担意識に基づく社会的な制度、慣習や慣行に縛られることなく、自らの意志によって選択、行動できる社会をめざします。
- (3)あらゆる暴力が根絶され、人としての尊厳が大切にされる社会をめざします。
- (4)自らが希望し、自身の能力を発揮できる就業の実現と、仕事と育児・介護や個人の生活等の両立を支援します。
- (5)困難な問題に直面しても安心して、相談でき、自らの望むかたちで自立になげられる環境を整えます。
- (6)社会のあらゆる分野における方針の立案や決定に、性別に関わりなく対等に参画できる社会をめざします。

¹¹ エンパワー：個人が持つ力を引き出し、高めること。

4. めざす姿の実現に向けて

本プランの基本理念を踏まえ、めざす姿を実現するために社会状況の変化による新たな課題も念頭において、以下の3つの基本目標を設定して、啓発・相談・情報提供及び支援の観点から、総合的・体系的に施策を推進します。さらに本町の立地やまちの特徴を活かして、本プランにおける施策を実効的に推進できるよう取り組みます。

(1) 3つの基本目標

目標Ⅰ ジェンダー平等意識の定着

年齢段階に応じた教育や様々な機会をとらえた啓発を通じて、ジェンダー平等、多様性の尊重、多文化共生に向けた意識啓発を進めます。

目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画

男女共同参画は、女性だけでなく男性も豊かな人生を送ることにつながります。働く場面、地域における様々な活動などのあらゆる分野で、男女がともに責任を担うとともに成果を享受できることをめざします。

目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる地域社会

ジェンダーに基づく暴力の根絶に向けて、あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成と被害者支援を推進するとともに、様々な困難を抱える人が社会的に孤立することなく、安心して自分らしくいられる居場所を得られるよう支援します。また、性と生殖に関する健康と権利への支援に取り組みます。

(2) 本町の特徴を活かした取組

①コンパクトシティの強みを活かす

- 認定こども園、小学校、中学校がそれぞれ1園1校という密接に連携できる環境である強みを活かして町内の保育・教育機関と連携した取組を進めます。
- 学校活動に関心の高い保護者が多いことから、学校を核とした地域づくりを推進して、地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及

び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子どもも大人も学び合い育ち合う環境」をめざします。

- 庁内関係課の横の連携を強化して、複数課による共催事業を増やすことにより、相乗効果を発揮します。

②広域連携の推進

- 本町は、泉州地域9市4町（堺市～岬町）や3市3町（泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町）との広域的な連携や情報共有を進めており、これまでいくつかの実践を重ねています。こうした広域ネットワークを活かした事業展開を引き続き進めます。
- 相談事業においては、狭い町域内で相談に行くのをためらう人がいることから、広域相談窓口の検討や情報発信にも努めます。

③若い世代をエンパワーし、まちを元気に

- 本町は、年少人口割合が大阪府を上回り、近隣市町村に比べて高齢化率が低いことから、子どもを含む若い世代がまちづくりへ参画する機運を高めます。
- 多世代交流、居場所づくりなどを通じて、若い世代が主体的に活躍できる機会を増やします。

第3章 プランの内容

第3章 プランの内容

プランの体系

基本目標	施策の方向	具体的施策
Ⅰ ジェンダー平等意識の定着	1. 多様な選択を可能にする教育の充実	(1) 学校におけるジェンダー平等教育の充実
		(2) 就学前におけるジェンダー平等保育・教育の推進
		(3) 家庭・地域におけるジェンダー平等意識の浸透
	2. メディア等を通じた意識変革の推進	(1) ジェンダー平等の視点による広報・啓発活動の充実
		(2) あらゆる世代に向けた学習機会の提供
	3. 多様性の尊重	(1) 違いを認め合う心豊かなコミュニティづくり
		(2) 性の多様性の理解と尊重
		(3) 多文化理解と共生のまちづくり
Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画	1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 審議会等委員の女性の登用推進
		(2) 町職員における女性管理職の登用推進
		(3) 方針決定への参画に向けた女性の人材育成
	2. 働く場における女性の活躍推進	(1) 雇用における均等な機会と待遇確保の推進
		(2) 女性の就業支援
		(3) 職場におけるハラスメントの防止
	3. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現	(1) 仕事と家庭生活の両立支援
		(2) 事業所における両立支援対策の促進
		(3) 多様な働き方への支援
	4. 地域・家庭におけるジェンダー平等の促進	(1) ともに支え責任を分かち合う地域社会づくり
		(2) 男性の家事・育児・介護等への参画促進
		(3) 地域防災活動における男女共同参画の促進
Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる地域社会	1. ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	(1) 暴力を許さない社会意識の浸透
		(2) 相談支援体制の充実
		(3) DV等被害者保護と自立支援の推進
		(4) 性暴力の予防と被害者支援
	2. 困難を抱える人への支援	(1) 困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）への支援
		(2) ひとり親への支援
		(3) 複合的に困難な状況におかれた人への支援
	3. 生涯にわたる健康支援	(1) 性差に配慮した健康課題への対応
		(2) 性と生殖に関する健康と権利の浸透

女性活躍推進計画

DV防止基本計画
困難女性支援計画

基本目標Ⅰ ジェンダー平等意識の定着

施策の方向1. 多様な選択を可能にする教育の充実

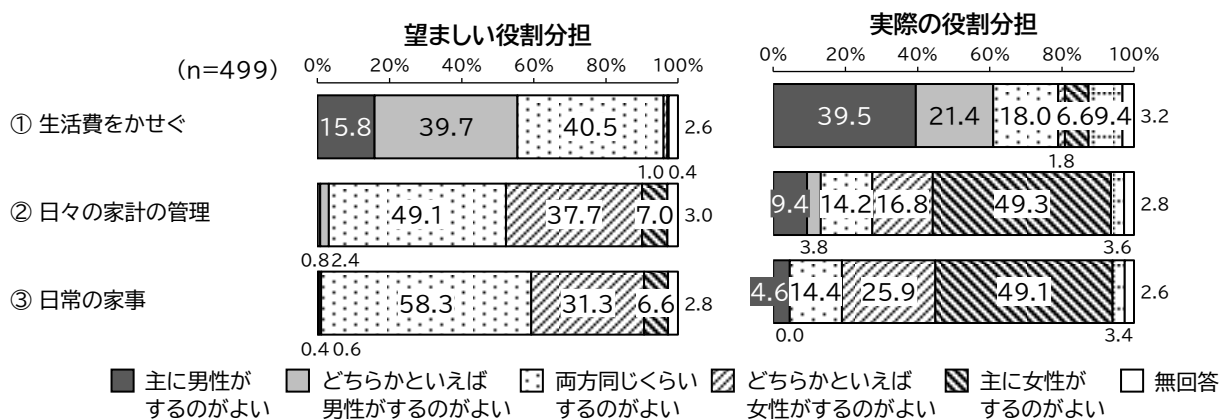
私たちは、幼少期から大人になるまでに周囲の人々からかけられる言葉やふるまい、様々なメディアなど自分を取り巻く環境のすべてから情報を受け取って、ものの見方や考え方を形成していきます。

「住民意識調査」の結果でみられるように、子どもの性別によって期待することの違いがあるといった大人の意識により、何気なく子どもへかける言葉が性別によって異なることで、子どもたちに「男らしさ、女らしさ」の意識が刷り込まれると考えられます。性差に関する固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、誰もが持つものですが、性別にかかわらず子ども一人ひとりの個性を伸ばすためには、まずは周囲の大人が自分自身の固定観念や無意識の思い込みに気づくことが重要です。

幼少期から、固定的な性別イメージを払拭する男女平等・男女共同参画の視点に立った教育を推進するとともに、子どもの個性を伸ばし、自分らしい多様な選択が可能になるように、保護者や子どもに対しても、性別にかかわらず一人ひとりが違っていてもよいという意識啓発を進めます。

また、家庭における役割に対する意識と実態をみると、男女が同じくらい担うのが望ましいと思う人の割合に比べて、実際の役割分担は性別による偏りがみられます。男女が対等に責任を担うことで、男女双方の多様な選択が可能になることへの理解を広め、男女共同参画によって家庭や地域を対等に支えていく意識を醸成します。

【家庭での役割について】



【具体的施策と取組内容】

具体的施策(1)学校におけるジェンダー平等教育の充実

NO	取組内容
1	・性別にかかわらず多様な選択を可能にする指導方法、カリキュラム、教材研究を行い、すべての児童・生徒の個性が十分に活かされる教育を推進します。
2	・すべての教育活動において、性別によって偏ることなく役割を担うことで、一人ひとりの児童・生徒の能力向上につながるよう努めます。
3	・性別にとらわれずに将来の職業選択の幅を広げられるよう職業観の育成や進路指導を充実します。
4	・児童・生徒が自他ともにこころと体を尊重する行動ができるよう、年齢段階に応じた性教育を行うとともに性感染症等に関する正しい知識の浸透を図ります。
5	・教員・児童・生徒ともに性の多様性に関する理解の浸透を推進し、性的マイノリティに対する配慮に努めます。
6	・教職員に対するジェンダー平等の推進やアンコンシャス・バイアスの気づきに関する研修を充実します。

具体的施策(2)就学前におけるジェンダー平等保育・教育の推進

NO	取組内容
7	・こども園におけるジェンダー平等教育・保育を進めるための指導方法、カリキュラム・教材開発などを進めます。
8	・保育者に対するジェンダー平等の推進やアンコンシャス・バイアスの気づきに関する研修を充実します。
9	・こども園職員の採用および管理職登用における男女共同参画を推進します。

具体的施策(3)家庭・地域におけるジェンダー平等意識の浸透

NO	取組内容
10	・PTA活動や保護者会活動などに男女双方が積極的に参加・参画できるよう働きかけます。
11	・学校教育、広報紙、講座などを通じて、男女がともに仕事と家庭における活動を担うことへの啓発や学習機会を充実します。
12	・地区会などの各種地域団体と連携して、男女がともに仕事と家庭における活動を担うことをテーマにした学習機会を充実します。
13	・介護・看護教室の開催などを充実するとともに、男女がともに家族介護を支え合うことを啓発します。

施策の方向2. メディア等を通じた意識変革の推進

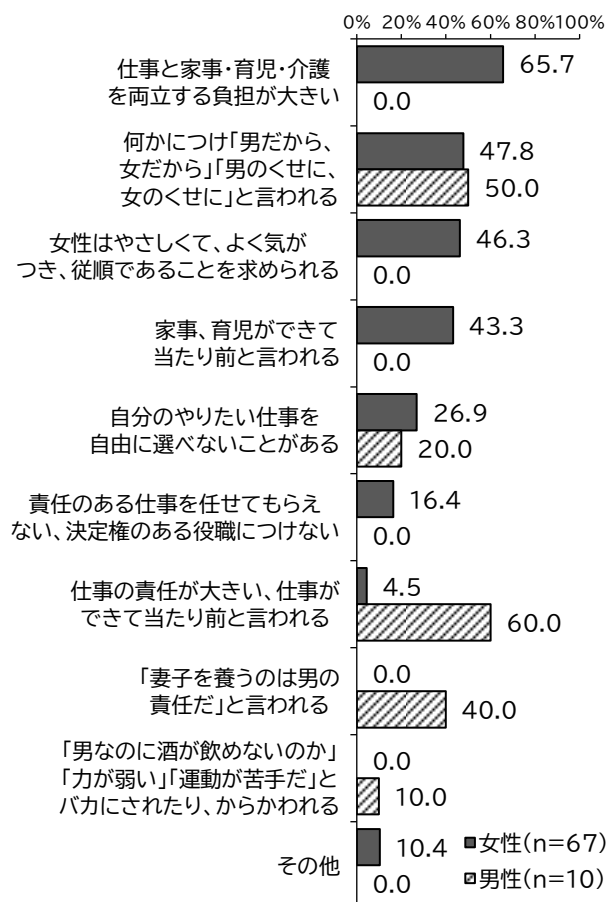
「住民意識調査」では、性別による負担感や生きづらさを感じたことがある人が全体で約15%存在しています。女性では23.9%を感じたことがあると回答しており、家事・育児等の負担や女性らしさを求められることに負担感を感じています。

性差に関する固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、様々な媒体から受け取る情報や、集団の中で無意識のうちに身についていくものですが、思い込みによる言動によって相手を不快にするなどの悪影響を及ぼすことがあります。また、固定観念によって自分自身の生き方を狭めてしまうこともあります。

私たちは日常的に多様なメディアから多くの情報を受け取っていますが、情報は発信者によって編集されたものであり、ありのままの事実であるとは限りません。何らかの価値観や場合によっては偏見に基づいて構成されていることもあります。メディア情報リテラシー¹²の獲得とジェンダー平等意識の浸透に取り組む必要があります。

誰もが互いを尊重しながら、性別にかかわらず、自分らしく生きられるように、幅広い層を対象に、様々な機会を通じて、啓発や学習機会を提供し、男女共同参画が当たり前となるよう取り組みます。

【性別による負担感や生きづらさを感じたとき】



¹² リテラシー：情報を適切に処理・活用できる能力のことで、情報収集能力やその活用スキルを意味しています。

【具体的施策と取組内容】

具体的施策(1)ジェンダー平等の視点による広報・啓発活動の充実

NO	取組内容
14	・町の広報紙やホームページ、公式SNSなど多様な媒体を活用し、様々な機会をとらえて、家庭や地域などにおける男女共同参画の啓発を推進します。
15	・田尻町人権協会と連携して人権や男女共同参画に関わる行催事などの情報発信を行います。
16	・人権・男女共同参画コーナーに配架する各種雑誌・案内チラシを充実します。
17	・町が発行する各種案内・刊行物等における表現が人権とジェンダー平等への配慮がされているかの点検を行い、見直しや是正を行います。
18	・すべての職員は、業務を通じて、住民への男女共同参画に関する情報提供や啓発に努めます。

具体的施策(2)あらゆる世代に向けた学習機会の提供

NO	取組内容
19	・町人権協会と連携して実施する講座などの充実を図ります。
20	・各種団体が実施する学習活動において男女共同参画に関わるテーマが取り上げられるよう情報発信などに努めます。
21	・公民館の各種講座において男女共同参画に関するテーマやプログラムを充実します。
22	・子育て中の住民が参加しやすいように各種事業開催時に一時保育の実施を拡大します。
23	・男女共同参画の視点に立って情報を主体的に読み解くメディア・リテラシーの向上につながる学習機会を提供します。
24	・メディアにおける過剰な性情報や性の商品化の問題を学ぶ機会を提供します。

施策の方向3. 多様性の尊重

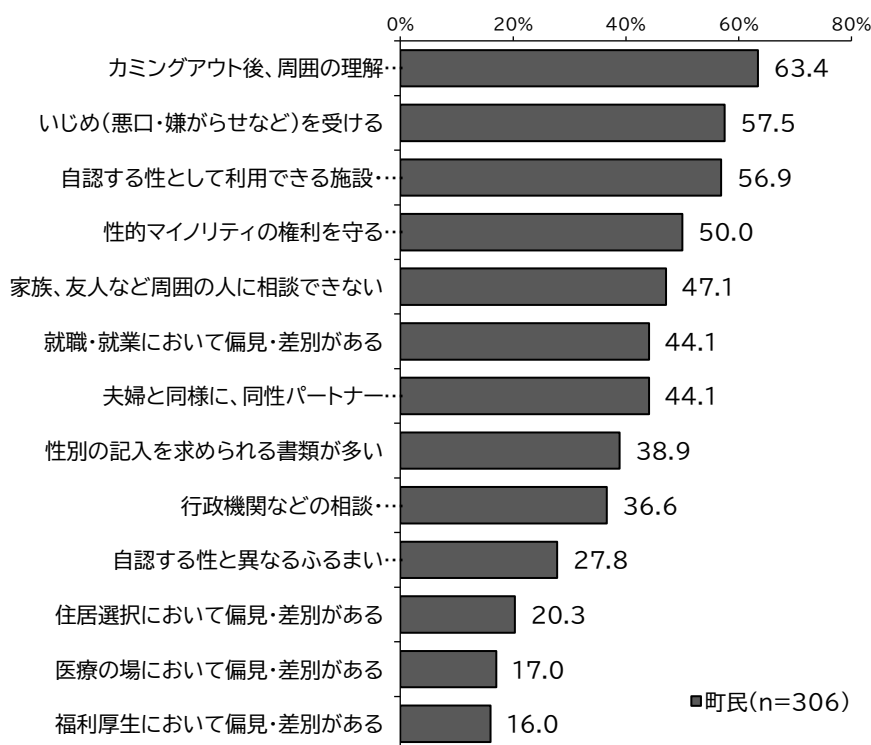
性別や年齢、障害の有無、国籍、宗教、性的指向、生まれ育った背景など一人ひとりの様々な違いを個性として認め、互いに尊重し合うことで誰もが自分らしく生きられる社会になります。

近年、LGBT¹³など性的マイノリティを表す言葉の認知は広がっていますが、性的マイノリティに対する差別や偏見、無意識に排除するといったことが起こっています。こうした無理解や偏見、差別を恐れて、当事者が性的マイノリティであることを隠して生活することもあります。「住民意識調査」においては、性的マイノリティにとって生活しづらい社会だと思う人は6割を超えており、一定の理解は広がっていると考えられます。しかし、人の性を構成する要素は、身体（からだ）の性のほかに、性自認（こころの性）、性的指向（好きになる性）、性表現（自分の性をどう表現するか）など複数あり、これらは男女のどちらかに分けられないことも多く、その時々で変化することもあるといった性の多様性に対する理解は十分とは言えません。

また、本町では外国籍住民が増加しており、多様な文化的背景や生活習慣を持ち、異なる母語の人々が同じ地域住民として暮らしています。

人は多様な存在であるという視点に立って、一人ひとりの人権を尊重し、差別や排除のない誰もが暮らしやすい地域社会をめざします。

【性的マイノリティにとって生活しづらい社会となっている理由】



¹³ LGBT:レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの英語の頭文字からなる言葉で、性自認(こころの性)、恋愛感情などがどの性に向かうか(性的指向)において、少数派とされる人々のことを指します。

【具体的施策と取組内容】

具体的施策(1)違いを認め合う心豊かなコミュニティづくり

NO	取組内容
25	・ 性別や年齢、障害の有無、国籍などにかかわらず、一人ひとりが尊厳を持った存在として大切にされ、自らの希望に応じて活躍できる地域コミュニティの実現をめざします。交流機会や活躍の場づくりなど住民との協働によるまちの活性化を推進します。

具体的施策(2)性の多様性の理解と尊重

NO	取組内容
26	・ 性の多様性に関する情報発信を推進して、広く理解の浸透を図ります。
27	・ 性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進法や大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例、大阪府パートナーシップ宣誓証明制度等の周知を進めます。
28	・ 性の多様性にかかわる相談に対応できる体制を整備します。
29	・ 性の多様性に配慮した広報や表示についての庁内の認識を高めます。

具体的施策(3)多文化理解と共生のまちづくり

NO	取組内容
30	・ ジェンダー平等に関する国連の取組など国際的な潮流の情報を収集・発信します。
31	・ 国際交流団体などと連携し、女性の積極的な参加を促しつつ、国際理解教室や国際協力・交流活動事業などを支援します。
32	・ 母語が日本語以外の女性や子どもが安心して暮らせるよう、多言語による生活情報の提供や相談体制の整備等に努めます。

コラム 「自分らしく生きるための権利」

性的マイノリティの権利擁護に関する取組としては、国では2023年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定され、2024年2月現在、性的マイノリティの権利について定めた条例が13都府県で制定されています。

同性パートナーシップ制度¹⁴は、2015年に東京都渋谷区と世田谷区で初めて施行され、現在では300を超える自治体で施行されています。

世界をみると2001年にオランダで同性婚が法的に認められ、2024年12月現在、37の国・地域で同性婚が可能になっています。

¹⁴ 同性パートナーシップ制度：同性カップルを「結婚に相当する関係」とする証明書を発行し、様々な制度の利用や社会的配慮を受けやすくする制度のことです。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画

施策の方向1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

本町の審議会委員の女性割合は、21.5%（2023年（令和5年））で、第2次プランで掲げた目標40%を大きく下回っています。

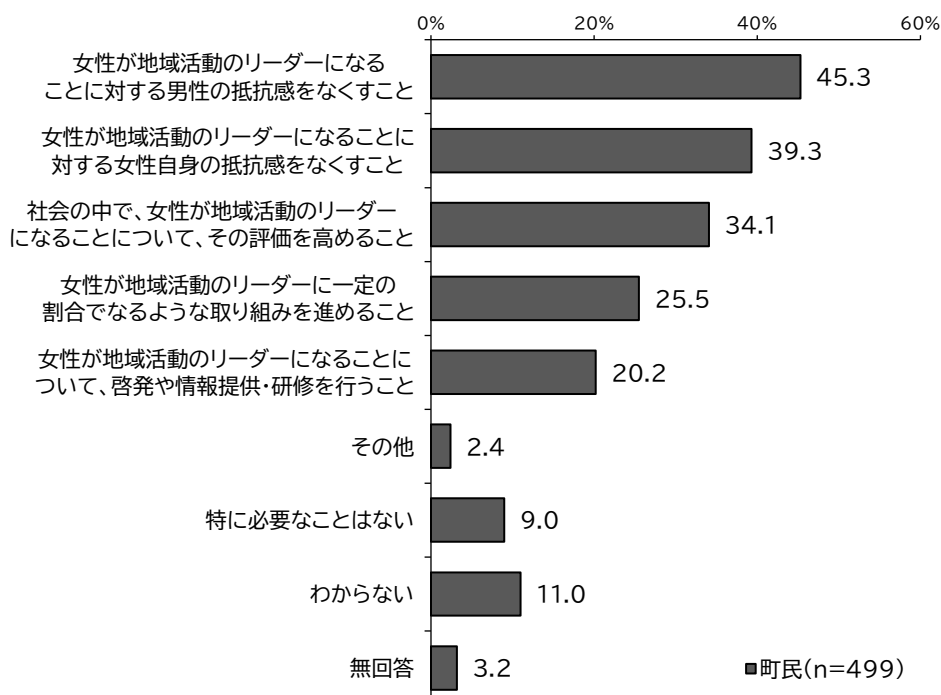
審議会委員は、各種団体から選出する充て職が多く、各種団体の長の男性比率が高い現状から女性が選出されにくいという実態があります。各種団体の役員に女性の参画を促進するとともに、団体に対して女性委員候補者の推薦を依頼することや、有識者委員の女性候補者情報の収集など一層の女性委員選出に向けた取組が必要です。

町職員の女性管理監督職割合は、10.3%（2024年（令和6年））で、「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」で掲げた20%（目標年度2025年（令和7年））には開きがあります。

「住民意識調査」をみると、女性が地域活動のリーダーになるために必要なこととして、女性リーダーに対する男性の抵抗感をなくすこと、次いで女性自身の抵抗感をなくすことが挙げられています。

誰もが参加しやすく、多様な視点に立った地域活動を展開するためには、男女が対等に方針決定に参画することの重要性を啓発するとともに、女性職員の管理職登用に向けて取り組みます。

【地域活動における女性リーダーの増加に必要なこと】



【具体的施策と取組内容】

具体的施策(1)審議会等委員の女性の登用推進

NO	取組内容
33	・ 審議会等委員の構成ができる限り男女均衡となるよう女性の積極的登用に努めます。
34	・ 審議会等委員の選出において公募委員枠の確保を推進します。
35	・ 委員就任を依頼する各種団体に対して、女性候補者の推薦を促します。
36	・ 女性の有識者等の情報収集を行い、候補者リストを作成するなど女性委員候補者の拡大に努めます。

具体的施策(2)町職員における女性管理職の登用推進

NO	取組内容
37	・ 性別による職務の偏りの解消を図るとともに女性管理職登用を促進するための取組を行います。
38	・ 女性管理職の登用促進に向けた教育訓練の実施や外部研修への参加機会を拡大します。
39	・ 特定事業主行動計画に掲げた目標を達成するための取組を計画的に実施します。

具体的施策(3)方針決定への参画に向けた女性の人材育成

NO	取組内容
40	・ 全職員を対象とする体系的な男女共同参画研修を行うとともに、議会議員・管理職に向けた研修を充実します。
41	・ 事業所に対して、職場における多様性の尊重や女性の活躍推進の意義についての啓発を推進します。
42	・ 地域活動における女性リーダーの計画的かつ継続的な育成支援に努めます。

コラム 「オールド・ボーイズ・ネットワーク」

「オールド・ボーイズ・ネットワーク」とは、組織の多数派である男性どうしで作り上げてきた暗黙の了解や慣習、人間関係のことです。男性どうしの人脈が重視され、ゴルフや飲み会など非公式の場で仕事に関係することが決まるなど、女性が人脈づくりや仕事に必要な情報から疎外されることで、昇進・昇格の機会が阻まれてきたことが指摘されています。

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024）」において、「オールド・ボーイズ・ネットワークに着目した広報啓発」を行うとされています。

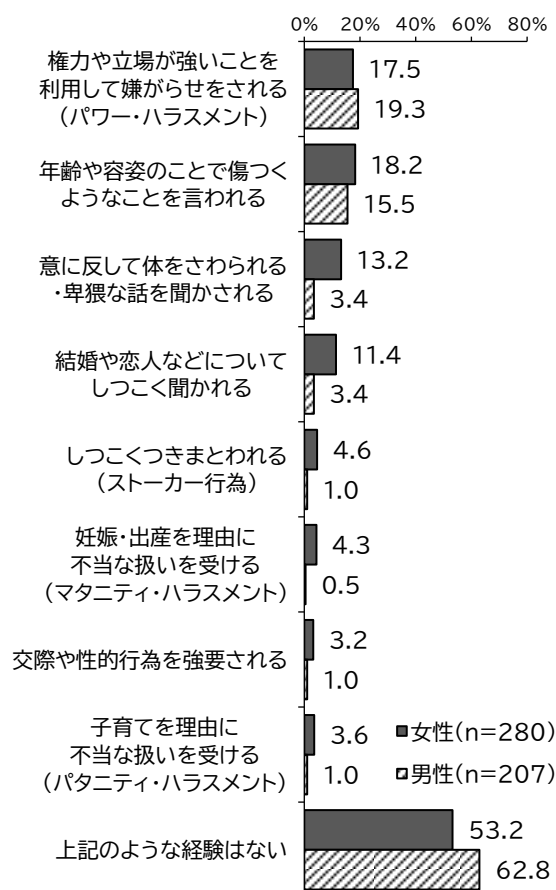
施策の方向2. 働く場における女性の活躍推進

日本の経済成長に女性の労働力が不可欠であるとして、国では「女性活躍推進法」の制定や「育児介護休業法」の改正など、女性の職業生活と子育て支援の政策を進めています。近年、全国的な傾向と同様、本町においても30歳代女性の労働力率は大きく上昇しています。しかしながら、男性に比べて女性は非正規雇用が多く、賃金格差があるという状況に大きな変化がみられません。男性の長時間労働や家事・育児等への参画意識の低さなどにより、家事・育児等の負担が女性に偏っていることは、女性の働き方に影響しています。

「住民意識調査」をみると、雇用の機会や職場で男性が優遇されていると感じる人が約7割を超えており、政治の場に次いで高くなっています。また、職場等におけるハラスメントを受けた経験では、女性のセクシュアル・ハラスメント被害経験が高くなっており、男性ではパワー・ハラスメントの経験が高くなっています。

誰もが働きやすい職場づくりを推進するとともに職業分野で女性が力を発揮して、活躍できる環境整備に努めます。

【ハラスメント等を受けた経験】



【具体的施策と取組内容】

具体的施策(1)雇用における均等な機会と待遇確保の推進

N0	取組内容
43	・ 泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会とも連携し、町内事業所などに対して雇用の分野での男女労働者の均等な機会と待遇の確保のための啓発活動を行うとともに、各種法制度などの周知を図ります。
44	・ 町内事業所に対して労働関連法の改正情報の周知徹底を推進します。
45	・ 労働基準法、育児・介護休業法など労働に関する基本的権利についての啓発・学習を行います。

具体的施策(2)女性の就業支援

N0	取組内容
46	・ ハローワークと連携した女性向けの就職支援講座や合同面接会等を開催します。
47	・ 田尻町創業支援ネットワークにおいて女性の創業支援に努めます。
48	・ 就職や再就職を希望する女性に対し、能力開発、技術習得、就労のための情報を提供します。
49	・ 町内で漁業や農業に従事する女性が主体的に経営に参画するための情報発信や学習機会を提供します。

具体的施策(3)職場におけるハラスメントの防止

N0	取組内容
50	・ 町内事業所に対して、ハラスメント防止の啓発を行うとともに対策の徹底を促します。
51	・ 庁内におけるハラスメント防止の指導・啓発を行うとともに、事案が生じた場合の被害者の救済と再発防止の体制をつくります。
52	・ 職員のハラスメントに対する理解を深めて、男女が働きやすい職場づくりを推進します。

施策の方向3. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

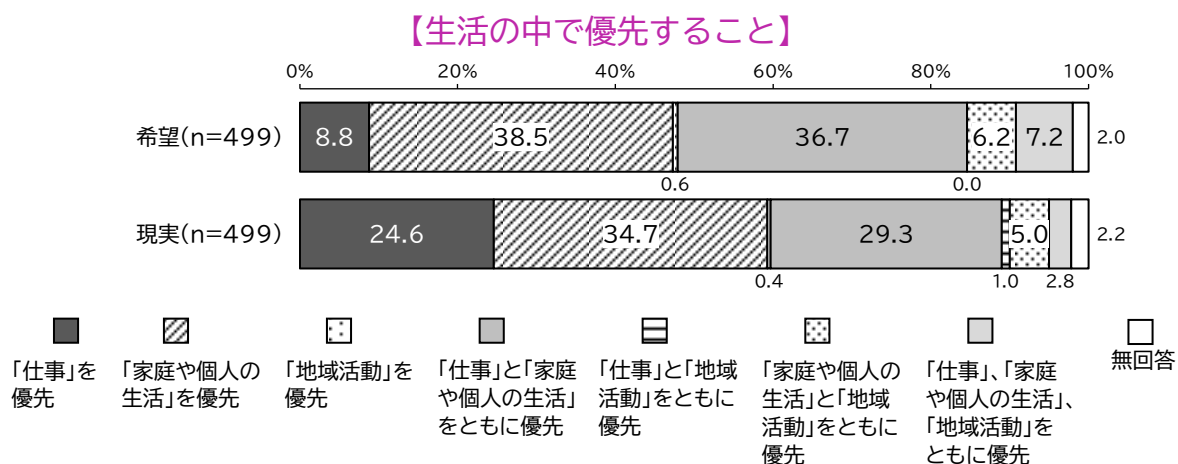
「住民意識調査」では、生活における「仕事」「家庭や個人の生活」「地域活動」のバランスについて希望に比べて現実では「仕事」を優先している人が多く、希望と現実にはギャップがみられています。特に男性は仕事優先の傾向が強くなっています。

女性の働き方に対する考えでは、「結婚や出産にかかわらず仕事を続ける方がよい」の回答が前回調査と比べて大幅に増えているなど、女性の就労に対する意識の変化がみられます。若い年代の女性ほど、就労継続意欲が高く、若い年代の男性ほど、家事・育児への抵抗感は薄れている傾向です。

しかしながら、夫の長時間労働等により家事・育児の負担が妻に偏っていること（ワンオペ育児¹⁵）や男性が育児休業を取りたくても職場に取りにくい雰囲気があるなど、男女双方のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が阻害されている実態があります。

また、介護についてみると、現在もなお、家族介護者は女性が多くを占めていますが、男性の介護者も増加しています。働きながら介護を行う男女は増えており、仕事と介護の両立も大きな課題となっています。さらに晩婚化、晩産化の進展に伴い、育児と介護の負担が同時にかかる「ダブルケア¹⁶」も顕在化しています。

育児、介護等と仕事との両立は、男女共通の問題となっており、地域における子育てや介護の基盤整備を進めるとともに、育児・介護休業の取得促進、事業所に対する両立支援対策や長時間労働是正の働きかけなど、男女ともに仕事と生活の調和が実現できる取組を推進します。



¹⁵ ワンオペ育児：パートナーや家族が子育てへ参加しないために一人で子育てをおこなう状態を指します。

¹⁶ ダブルケア：子育てと親や親族の介護を同時に担う状態のことを指します。

【具体的施策と取組内容】

具体的施策(1)仕事と家庭生活の両立支援

N0	取組内容
53	・ 男性職員が育児・介護休暇を取得しやすい職場の意識改革と環境づくりに取り組み、町として男女が対等なパートナーとして働くモデル職場をめざします。
54	・ 子育て支援センターや放課後児童健全育成事業など子育て支援の充実を図ります。

具体的施策(2)事業所における両立支援対策の促進

N0	取組内容
55	・ 町内事業所に対して、男女がともに働きやすい職場環境と男女労働者の仕事と家庭の両立について働きかけます。
56	・ 町内事業所に対して、国の両立支援助成金等制度や国・大阪府の企業認証制度等の周知と活用促進を図ります。

具体的施策(3)多様な働き方への支援

N0	取組内容
57	・ 町内事業所に対して、多様な働き方にかかる制度等の情報提供を行い、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を促進します。
58	・ 町内事業所に対して、多様で柔軟な働き方の労務管理上のメリット等についての啓発を行います。

施策の方向4. 地域・家庭におけるジェンダー平等の促進

誰もが暮らしやすいまちづくりには、住民にとって身近な暮らしの場である、地域における活動に男女が対等な立場で協力し合う、男女共同参画の視点が必要です。

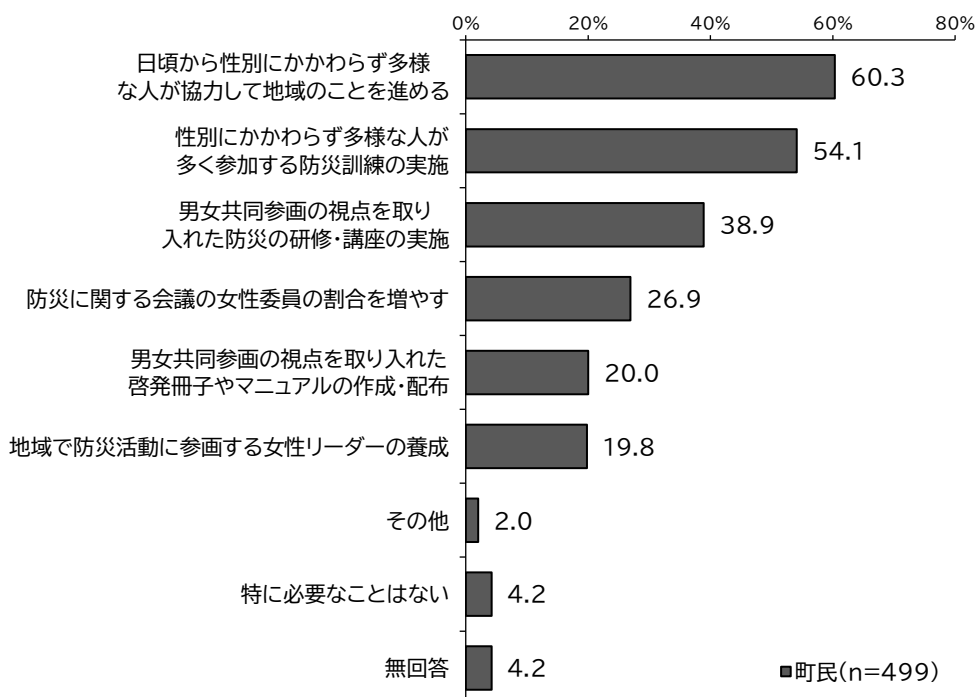
自治会活動やPTA、青少年健全育成活動、ボランティアや地域福祉、文化・スポーツ活動などの多様な地域活動が活性化し、男女共同参画の視点で活動が行われることで、地域に根差した男女共同参画社会の実現につながるよう働きかけます。

また、男性が家庭における活動に積極的に参画できるよう、家事・育児・介護などにかかわる実践的な活動機会の提供や、男性が地域で活躍し、仲間づくりを行う環境整備を進めます。

近年、大規模災害の頻発により、防災・災害対策への関心が高まっていますが、自然災害による被害は、それを受け止める社会のあり方等の社会要因により、その被害の内容や大きさが決まると言われています。大規模災害時には、とりわけ女性や子どものほか、社会的弱者と言われる人がより大きな影響を受けると考えられるため、社会要因による困難を最小限にする取組が必要です。

平時からの顔の見える関係づくりが、災害時には誰もが臨機応変に対応でき、助け合える地域の減災活動につながることから、日頃からの地域づくりを進めます。

【性別や多様性に配慮した災害対応に必要なこと】



【具体的施策と取組内容】

具体的施策(1)とともに支え責任を分かち合う地域社会づくり

NO	取組内容
59	・ 各種地域団体における運営と活動が男女共同参画となるよう働きかけます。
60	・ P T Aをはじめとする各種団体の役員構成や長の選出において、男女いずれかの性に偏らないよう働きかけます。
61	・ 育児サークル活動と育児支援グループの育成と支援を図り、地域における子育ての仲間づくりを図ります。
62	・ 子育て中の男女が様々な活動に積極的に参加できるよう講演会等において一時保育の実施に努めます。
63	・ 防災・防犯、環境保全・美化、福祉など様々な地域活動に取り組む人やそのリーダーが男女いずれかの性に偏らず、男女がともに積極的に参加できるよう、町民や各種団体に働きかけます。

具体的施策(2)男性の家事・育児・介護等への参画促進

NO	取組内容
64	・ 男性の家事・育児等への参画を促すような啓発や情報発信を推進します。
65	・ 男性が参加しやすいテーマや開催時間帯、曜日などに配慮して、男性の家事・育児・介護に関する実践的な学習機会を提供します。

具体的施策(3)地域防災活動における男女共同参画の促進

NO	取組内容
66	・ 消防団活動への女性の参画などの防災リーダー養成や活躍の場づくりを推進します。
67	・ 自主防災組織の活動に男女がともに参画することを促します。
68	・ 災害時の避難所運営等において、女性や高齢者、障害者、外国人等多様な人に配慮した運営がなされるよう平時からの取組を進めます。
69	・ 防災士資格の取得を支援します。

基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる地域社会

施策の方向1. ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

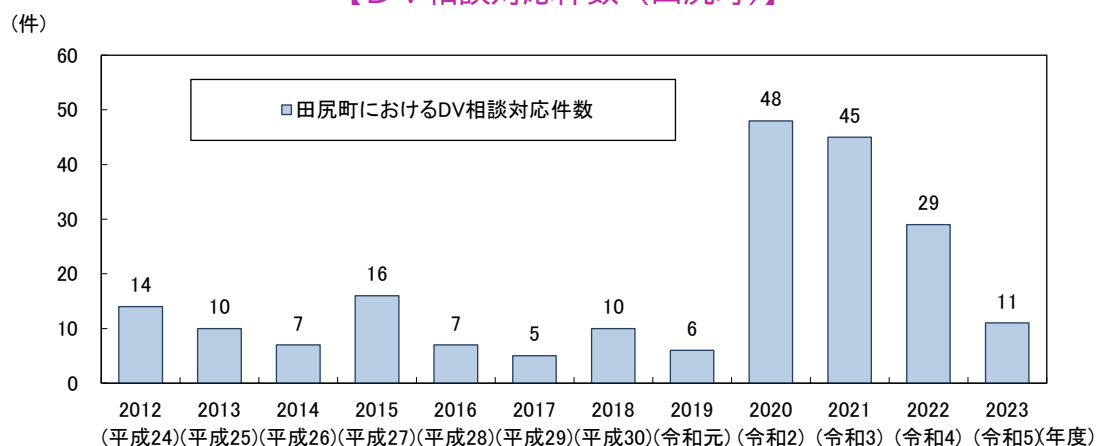
ジェンダーに基づく暴力は女性が被害者になることが圧倒的に多いという現実がありますが、その背景には、女性の人権軽視や性に対する誤った認識、社会的・経済的な男性の優位性など、社会において女性がおかれた状況が影響していることから、社会的な問題として、解決に取り組む必要があります。

虐待やDV、性暴力の被害者は、暴力の影響で自己肯定感や自尊感情が低下するなど、人間関係や仕事のうえで困難を抱えることが多いという実態があり、その影響が長期間に及び継続的なカウンセリングなどのこころのケアが必要となる場合もあります。男性の性被害問題が顕在化するなかで、こうした影響は男性が被害者となった場合も同様であるため、男性が相談しやすい相談体制も求められています。

デートDV等若い世代に起こりやすい暴力被害を未然に防止するために、誰も被害者にも加害者にもならないよう予防教育に取り組めます。

被害者支援としては、相談対応や被害者保護、さらに自立支援の取組まで庁内の関係部署及び庁外の関係機関等との連携強化を進めて、一層の支援体制の充実を図ります。

【DV相談対応件数（田尻町）】



【具体的施策と取組内容】

具体的施策(1)暴力を許さない社会意識の浸透

NO	取組内容
70	・DVや障害者・高齢者などに対する暴力は、犯罪であり人権侵害であることの認識を浸透し、暴力を許さない社会意識を醸成します。
71	・幼少期からの自己肯定感を高める取組により、自他を尊重し、暴力によらない問題解決の力を養います。
72	・中学生からのデートDV予防教育に取り組みます。

具体的施策(2)相談支援体制の充実

NO	取組内容
73	・気軽に話ができる場づくりや、ためらうことなく誰もが相談できる相談事業の充実を図ります。
74	・配偶者暴力相談支援センターなどが実施する専門的な相談支援の情報提供とともに、心身の回復に向けたカウンセリングを実施する機関との連携を強めます。
75	・DVのある家庭に育つことは子どもに対する暴力であるという認識のもと、当該家庭と子どもに対する支援を行います。

具体的施策(3)DV等被害者保護と自立支援の推進

NO	取組内容
76	・DV被害者の相談に対応し、心身回復の援助や緊急一時避難についての情報提供等必要な支援を行います。
77	・DV被害者からの求めに応じて、大阪府、警察など各関係機関と緊密に連携して一時保護や接近禁止命令申立等の支援を行います。
78	・自立生活を希望するDV被害者に対して、住居設定や子どもの教育等の自立支援を行います。
79	・児童虐待の背景にはDVの存在が多いことを認識して、被虐待児の家庭が抱える問題への支援を行います。

具体的施策(4)性暴力の予防と被害者支援

NO	取組内容
80	・性暴力被害の問題に関する情報発信と啓発を行い、社会的課題としての問題意識を醸成します。
81	・「性的同意」に関する周知と理解の促進に取り組みます。
82	・性犯罪にかかる法改正について周知徹底に努めます。

施策の方向2. 困難を抱える人への支援

日本では長らく、女性を対象にした福祉施策は、「旧売春防止法」の規定に基づく婦人保護施策を中心に行われてきましたが、生活困難や家庭環境の問題を抱える女性、性暴力被害、DV、人身取引¹⁷、ストーカー行為など、女性が直面する問題が多様化し、複合的な困難な問題を抱える女性の増加が指摘されるようになり、従来の法制度による対応では限界が生じていました。

そのため、女性の人権の擁護、福祉の増進や自立支援等の視点に立って専門的な支援を包括的に提供することを目的とする「困難女性支援法」が2022（令和4）年に成立し、2024（令和6）年4月から施行されています。

女性は、出産や家事・育児等との両立の困難さなどから、男性に比べて非正規で働く割合が高く、男女の賃金格差は依然として大きいなどから、貧困等の生活上の困難に陥りやすい傾向があります。父子世帯と比べて就労収入が約半分である母子世帯だけでなく、不安定な就業を継続せざるを得ない単身女性や十分な年金収入が得られない高齢単身女性の貧困など、すべての年代の女性に貧困の問題が生じ得ます。

他にも、性的指向や性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、同和問題の当事者であることなどを理由とした社会的困難を抱えている人が、性に基づく偏見や差別意識により、さらに複合的な困難を抱える場合があります。

様々な背景により困難な状況におかれている人の相談に対応し、必要な支援につなげる取組を推進します。

【ひとり親世帯の状況（ひとり親医療証発行者数）（田尻町）】

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
父	5人	4人	4人	5人	4人
母	74人	68人	65人	62人	53人
子ども	114人	99人	93人	94人	83人
世帯数	79世帯	72世帯	69世帯	67世帯	57世帯

資料：子育て・地域福祉課

【要保護児童対策地域協議会支援人数（田尻町）】

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
世帯数	5世帯	10世帯	10世帯	8世帯	8世帯
子ども	12人	15人	16人	15人	17人

資料：子育て・地域福祉課

¹⁷ 人身取引：暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの手段を用いて、支配下に置かれたり、引き渡されたりして、売春や性的サービス、労働などを強要される犯罪であり、重大な人権侵害を指します。

【特定妊婦¹⁸人数（田尻町）】

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
人数	0人	1人	0人	0人	2人

資料：健康課

【障害者手帳所持者数（田尻町）】

身体障害者手帳	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・ 言語・咀嚼 機能障害	肢体 不自由	内部障害	合計
令和6（2024）年	19人	42人	5人	157人	76人	299人
うち女性	11人	27人	2人	83人	24人	147人
療育手帳	A	B 1	B 2	合計		
令和6（2024）年	33人	11人	33人	77人		
うち女性	15人	5人	9人	29人		
精神保健福祉手帳	1級	2級	3級	合計		
令和6（2024）年	5人	61人	33人	99人		
うち女性	2人	40人	20人	62人		

資料：高齢障害支援課

【具体的施策と取組内容】

具体的施策(1)困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）への支援

NO	取組内容
83	・女性相談支援員を配置して、様々な困難を抱える女性に対する相談支援を行います。
84	・女性相談支援センター、女性自立支援施設等の関係機関との連携を深めて、適切な支援につなげます。
85	・民間シェルターや母子生活支援施設、居住支援を行う団体等の情報を収集し、自立につながる支援に努めます。

具体的施策(2)ひとり親への支援

NO	取組内容
86	・ひとり親家庭が抱える課題に対して、個々の実情に即した自立支援を行えるよう、体制の充実と情報の提供に努めます。

具体的施策(3)複合的に困難な状況におかれた人への支援

NO	取組内容
87	・被差別部落出身、高齢、障害など複合的に困難な状況におかれた人あるいは困難な状況に陥る恐れがある人に対する相談に対応し重層的支援体制による支援を行います。
88	・外国にルーツを持つ住民に対する情報取得支援や生活支援等に努めます。

¹⁸ 特定妊婦：「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」と定義（児童福祉法）され、予期せぬ妊娠、若年妊娠、経済的困窮、精神疾患、知的障害、DV被害など背景に応じた支援が必要です。

施策の方向3.生涯にわたる健康支援

日本では、平均寿命の延伸により社会全体の年齢構成が変化するとともに、個人の結婚や出産などの年齢及び職業観や家族観も大きく変化しています。これらは生涯にわたる健康を維持するうえでの対応にも影響を及ぼしています。

若い女性に広がる「生理の貧困」は、経済的な理由だけでなく、女性が自身の身体のメカニズムや健康について十分理解できていないことから起こっているものです。婦人科系疾患など女性特有の健康課題は、30～40歳代を中心とする働く世代に、男性特有の前立腺肥大などは50歳代以降に急増するなど、疾病や罹りやすい時期も男女で違いがあります。また、うつや不安障害などこころの健康問題を抱える割合は女性の方が高い一方で、自殺者数は男性が女性の2倍という多さです。

女性は閉経前後の更年期に身体的な不調を感じていても、我慢して適切な治療につながりにくいことが多く、男性は加齢やストレス、男性ホルモンの減少により更年期障害が起こるなど、これまで十分に認知されなかった健康問題への理解も必要です。

男女ともに、一人ひとりが希望に応じて、持続的に活躍していくためには、まずは健康であること、健康課題と上手に付き合っていくことが必要で、男女の違いを考慮した健康支援が求められます。

妊娠・出産期は、女性の健康にとっての大きな節目ですが、セクシュアル&リプロダクティブ・ヘルス&ライツ¹⁹（性と生殖に関する健康と権利）は、男女がともに自分自身の問題として考える必要があります。予期せぬ妊娠や性感染症の予防、不妊治療、産後うつなどへの健康支援が必要とされています。

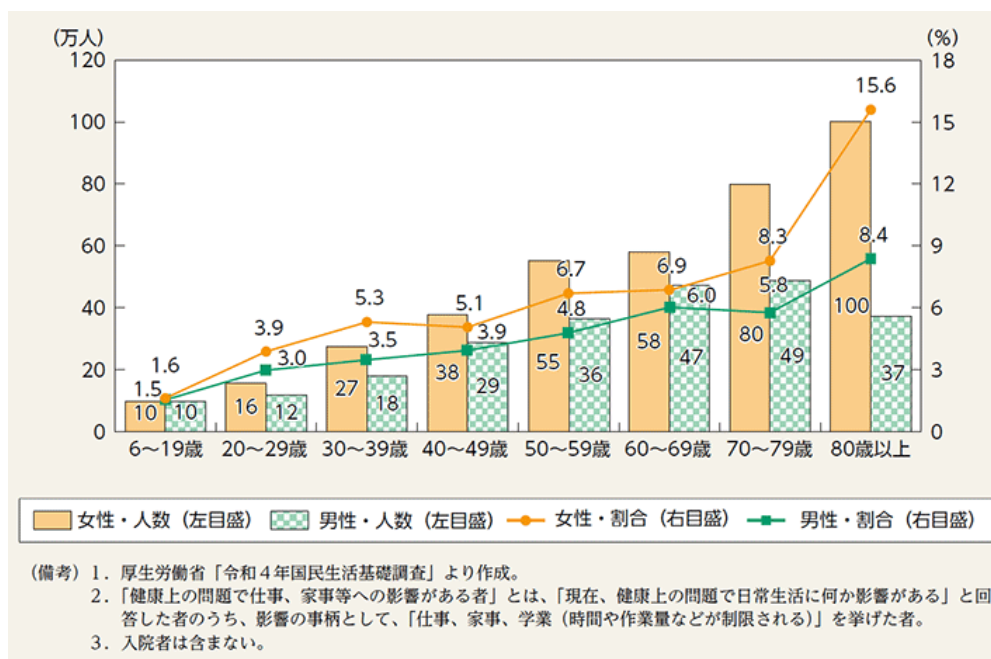
また、産むか産まないか、いつ・何人子どもを持つかといった「生殖」に関するすべてのことは自分で決める権利があることや、SOGI²⁰にかかわらず、本人が希望する家族のあり方を選ぶ自由があることなどへの理解の浸透が必要です。

自殺は誰にでも起こり得る深刻な事態であるとともに、自殺に至るまでの原因は多岐にわたり、複合的な要因によって引き起こされることから、こころの健康問題の啓発と自殺予防に向けたゲートキーパーの養成を進めます。また、住民の誰もがこころと身体の健康について、必要な情報を得て、相談や治療方針などを選択できることや、人としての尊厳にかかわる性に関する自己決定への支援を推進します。

¹⁹ セクシュアル&リプロダクティブ・ヘルス&ライツ:1994(平成6)年の国際人口開発会議で「行動計画」が採択され、いつ、何人くらいの子どもの持つか、持たないか、避妊、不妊、人工妊娠中絶など、性や生殖に関わる健康や権利がうたわれており、年齢、性別、婚姻状態などに関わらない個人の権利を守る概念として重要視されています。

²⁰ SOGI:性的指向(Sexual orientation)と性自認(Gender identity)の頭文字をとって、すべての人の性のあり方を示す言葉。性別表現(Expression)を含めて SOGIE(ソジー)と表現することもあります。

【健康上の問題で仕事、家事等への影響がある者の数及び割合】



資料：内閣府「男女共同参画白書 令和6年版」より転載

【具体的施策と取組内容】

具体的施策(1)性差に配慮した健康課題への対応

NO	取組内容
89	・住民の生涯にわたる健康の保持・増進のための健康診断を気軽に受診できるよう実施場所や時間帯などに配慮します。
90	・ライフステージに応じた健康づくりについて、こころの健康（メンタルヘルス）も含めた相談体制等を充実するとともに、個別のライフスタイルに応じた支援に取り組みます。
91	・健康づくり実践の啓発や学習機会を提供するとともに、誰もが、いつでも、どこでもスポーツや運動を楽しめるまちづくりを進めます。
92	・男女の性差を考慮した健康問題に関する情報提供や相談体制の充実を図ります。
93	・思春期における性教育の充実に努め、特にH I V／エイズや性感染症に関する正しい理解の普及と偏見の解消、感染の予防啓発、生理の貧困対策を図ります。

具体的施策(2)性と生殖に関する健康と権利の浸透

NO	取組内容
94	・女性の妊娠・出産に関わる機能について、男女双方の理解を深めるよう、啓発と学習機会の充実を図ります。
95	・保健所などとの連携のもとに、思春期の摂食障害や妊娠・出産期の情緒不安定などで悩む男女の相談に応じる体制を整えます。
96	・妊産婦教室・出産後の母子健康教室への男性の参加促進に努めるとともに、男性の育児参加を促します。
97	・性と生殖に関する健康と権利についての学習機会を提供します。

第3次プラン推進のための指標

本プランの実効性を高めるために、基本目標ごとの指標を設定します。

	指標名	2014 (平成26) 年度実績	2024 (令和6) 年度実績	2029 (令和11) 年度目標	2034 (令和16) 年度目標
ジェンダー平等意識の定着 基本目標1	固定的な性別役割分担意識に賛成しない人の割合※	60.8%	59.6%	65.0%	70.0%
	子どもに高等教育を受けさせたいと考える割合の〈女の子の場合〉と〈男の子の場合〉の差※	17ポイント	14ポイント	10ポイント	7ポイント
	男女共同参画推進条例・男女共同参画プランという言葉を知っている人の割合※	24.1%	33.9%	40%	50%
あらゆる分野における男女共同参画 基本目標2	審議会委員等の女性の割合	23%	21.5%	30%	40%
	女性委員のいない審議会の割合	-	20.8%	15%	10%
	町職員の女性管理職の割合	12%	10.7%	15%	20%
	家庭の仕事の実際の役割分担の「両方同じくらいしている」の割合※ (住民意識調査の設問7項目) ²¹	-	①18.0% ②14.2% ③14.4% ④21.2% ⑤26.9% ⑥10.6% ⑦22.4%	+5%	+10%
	地域防災活動における女性の参画	-	-	女性消防分団員の登用	女性消防分団員数の増
誰もが安全・安心に暮らせる地域社会 基本目標3	性暴力被害を受けてどこにも相談しなかった町民の割合※	-	45.7%	35%	30%
	「配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントを受けた時に相談できる相手や場がある」と思う町民の割合※	16%	20.6%	25%	30%
	町相談窓口における相談者数	7人	11人	20人	30人
	女性相談支援員の配置	-	-	1人	1人

※住民意識調査に基づく指標項目で調査実施は2023（令和5）年度。

²¹ 家庭の仕事の役割分担の項目：①生活費をかせぐ、②日々の家計の管理、③日常の家事、④老親や病身者の介護や看護、⑤子どもの教育としつけ、⑥育児（乳幼児の世話）、⑦自治会など地域活動への参加

第4章 プランの推進

第4章 プランの推進

1. 推進体制

(1) 庁内推進体制の強化・充実

- 男女共同参画行政とは、あらゆる政策にジェンダー平等の視点を取り入れる「ジェンダー主流化」を進めることであり、人権行政と同様、総合行政として推進することが肝要です。
男女共同参画にかかわる施策は多分野にわたることから、取組を総合的、効率的に進めていくため、庁内の推進体制を整備するとともに、庁内の各分野が連携し、横断的に取り組んでいきます。
- また、社会のあらゆる分野へ男女共同参画意識を浸透させるためには、施策を推進する行政機関が男女共同参画に関する認識を高める必要があるため、職員が男女平等・男女共同参画の視点を養い、男女が対等に能力を発揮しながら住民の多様なニーズに応えられる職場づくりを推進します。
- 田尻町男女共同参画施策推進本部会議を定期的を開催することで、庁内における男女共同参画に関する共通認識と横断的な調整機能を発揮するとともに、あらゆる施策が男女共同参画の視点に立って企画立案・実施されるよう点検を行います。

(2) 住民・地域団体・事業所と連携した推進

- 男女共同参画を推進するためには、住民一人ひとりが自分自身に関わることで主体的に考え、取り組んでいくことが重要です。住民や地域団体、事業所等と連携・協働して取組を進めます。
- 地域での男女共同参画の浸透を図るために、住民同士の交流や町事業への参画機会を拡大するなど、幅広く住民の意見を聴取し、対話を重ねながら地域の女性リーダーの育成に努めます。

(3) 関係機関等との連携

- 男女共同参画にかかわる動向の把握や、広域的な支援が必要な住民への対応などにおいて国、大阪府、府内市町村、関係機関との連携・協力のもとに施策の充実を図ります。

(4) 田尻町人権擁護審議会

- 田尻町人権擁護審議会を年1回以上定期的に開催し、本プランの進捗状況に対する評価並びに男女共同参画施策全般についての意見や提言をいただきます。

2. プランの進行管理

(1) プランの進捗状況の把握

- 施策の方向ごとに取組状況を毎年度、定期的に把握して、課題と改善策の検討を行います。その結果を田尻町男女共同参画施策推進本部会議において報告したうえで、全庁的な情報共有を図り、職員の意識喚起を行います。
これら一連の結果を田尻町人権擁護審議会に毎年度、報告し、評価を受けます。

(2) プランの進行管理

- 社会情勢の変化に応じて、新たな施策等を含め、本プランの進捗管理と評価を年度ごとに行い、全庁的に課題の共有を図るとともに、広く住民に公表します。
- プランの見直しまたは次期プラン策定時には、住民意識調査を実施して、住民意識の変化を検証します。

資 料

男女共同参画に関する年表

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・田尻町の動き (○は大阪府 ●は田尻町)
1975 (昭和 50)年	○国際女性年 ○第 1 回世界女性会議（メキシコシティ）で「世界行動計画」を採択 ○第 30 回国連総会で 1976～1985 年を「国連女性の 10 年」と決定	○総理府に「婦人問題企画推進本部」を設置 ○国際女性年記念日本婦人問題会議開催	
1976 (昭和 51)年	○「国連女性の 10 年」始まる ○ILO（国際労働機関事務局）に婦人労働問題担当室設置	○離婚の際、旧姓に復するか夫の姓を名乗るか自由選択できるなど、戸籍法改正	○女性問題担当窓口を労働部労働課に設置
1977 (昭和 52)年		○「国内行動計画」策定 ○「国立女性教育会館設置」	○知事の諮問機関として「大阪府婦人問題推進会議」設置
1978 (昭和 53)年			
1979 (昭和 54)年	○「女性に対する差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」採択(12 月)／1981 年 9 月発効		○「大阪府婦人問題推進会議」から知事へ「女性の地位向上に関する提言」提出 ○「大阪府婦人問題企画推進本部」設置
1980 (昭和 55)年	○「国連女性の 10 年」中間年 第 2 回世界女性会議開催（コペンハーゲン） ○「女性差別撤廃条約」署名式開催	○「女性差別撤廃条約」に署名 ○配偶者の相続分アップを内容とする改正民法成立	○女性問題の総合的な窓口として、企画部府民文化室に婦人政策係を設置 ○審議会への女性委員の登用目標率を 10%と設定
1981 (昭和 56)年	○「女性差別撤廃条約」発効 ○ILO156 号条約（家族的責任条約）採択	○「国内行動計画後期重点目標」を発表	○「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」策定
1982 (昭和 57)年			○企画部に婦人政策室設置
1983 (昭和 58)年			
1984 (昭和 59)年		○父系血統主義から父母両系主義の立場をとる改正国籍法成立	
1985 (昭和 60)年	○「国連女性の 10 年」最終年 第 3 回世界女性会議（ナイロビ）で「2000 年に向けての女性の地位向上のための将来戦略」を採択	○生活保護基準額の男女差解消 ○女性の年金権を確立する国民年金法の一部改正 ○「女性差別撤廃条約」批准 ○「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」公布	
1986 (昭和 61)年		○「男女雇用機会均等法」施行	○「21 世紀をめざす大阪府女性プラン」(第 2 期行動計画)策定 ○「大阪府女性問題懇話会」設置
1987 (昭和 62)年		○「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定	
1988 (昭和 63)年			
1989 (平成元)年	○「子どもの権利条約」採択	○新学習指導要綱で中学・高校家庭科の男女共修化	

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・田尻町の動き (○は大阪府 ●は田尻町)
1990 (平成2)年	○「ナイロビ将来戦略」の見直し勧告		
1991 (平成3)年		○新国内行動計画第1次改訂	○大阪府女性問題懇話会「第3期行動計画策定に向けての提言」提出 ○「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画－女と男のジャンプ・プラン」策定
1992 (平成4)年		○「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」施行	
1993 (平成5)年	○国連第48回総会 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」 ○国連世界人権会議 「ウィーン宣言及び行動計画」採択	○「短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律」(パート労働法)成立・施行 ○中学校の家庭科男女共修開始	○「男女協働社会の実現をめざす表現の手引き」作成
1994 (平成6)年	○国際家族年 ○国際人口・開発会議(カイロ) ○「ILO パートタイムに関する条約」及び勧告を採択	○総理府に男女共同参画室設置 ○高校の家庭科男女共修開始 ○「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)策定 ○「新ゴールドプラン」策定 ○「子どもの権利条約」批准	○府立婦人会館閉館 ○ドーンセンター(大阪府立女性総合センター)開館
1995 (平成7)年	○国際寛容年 ○国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 ○第4回世界女性会議(北京)で「行動綱領」を採択 ○「国連人権教育の10年」始まる	○育児・介護休業法成立・施行(1999年一部施行) ○「ILO 156号条約(家族的責任条約)」批准	○男女協働社会の実現をめざす府民意識調査結果報告 ●「田尻町人権擁護に関する条例」施行
1996 (平成8)年	○貧困撲滅のための国際年 ○第1回子どもの性の商業的搾取に関する世界会議(ストックホルム)	○「人種差別撤廃条約」批准 ○優生保護法の改正・施行(母体保護法) ○「男女共同参画2000年プラン」を男女共同参画推進本部決定	○大阪府女性センター問題懇話会「女と男のジャンプ・プラン見直しに向けての提言」提出
1997 (平成9)年		○男女共同参画審議会設置 ○「男女雇用機会均等法」改正(1999年全面施行) ○女子保護規定廃止を含んだ「労働基準法」改正(1999年施行) ○育児・介護休業法改正(1999年施行) ○「介護保険法」成立(2000年施行)	○「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画(改定)」－「新女と男のジャンプ・プラン」策定 ○「審議会等への女性委員の登用推進要綱」策定
1998 (平成10)年			○「大阪府女性労働対策推進計画」策定 ●「田尻町人権対策本部」設置 ●「田尻町人権擁護審議会」設置
1999 (平成11)年		○「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」成立・施行 ○「男女共同参画社会基本法」成立・施行 ○「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)策定	○「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」発表

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・田尻町の動き (○は大阪府 ●は田尻町)
2000 (平成 12)年	○国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク) ○「北京宣言及び行動要領 実施のための更なる行動 とイニシアティブ」採択 ○国連ミレニアムサミット で国連ミレニアム宣言採 択	○「ストーカー行為等の規則等に関 する法律」成立・施行 ○「児童虐待防止等に関する法律」 成立・施行 ○「男女共同参画基本計画」策定	○大阪府「女性に対する暴力」対策 会議設置
2001 (平成 13)年		○「配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護に関する法律」(DV防 止法)成立・施行(2002 年一部施 行) ○男女共同参画会議発足 ○「男女共同参画週間」開始 ○「女性に対する暴力をなくす運動」 開始	○「大阪府男女共同参画計画」(おお さか男女共同参画プラン)策定 ●「田尻町同和行政・人権啓発推進 プラン」策定
2002 (平成 14)年			○「大阪府男女共同参画推進条例」 施行 ○大阪府男女共同参画苦情処理制度 開始
2003 (平成 15)年		○次世代育成支援対策推進法成立・ 施行 ○少子化社会対策基本法成立・施行	●「田尻町人権行政推進大綱」策定 ●「田尻町人権行政推進プラン」策 定
2004 (平成 16)年		○「児童虐待防止等に関する法律」 改正・施行 ○「配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護に関する法律」(DV防 止法)改正・施行 ○「仕事と子育ての両立支援策の方 針」策定 ○「性同一性障害者の性別の取扱い の特例に関する法律」施行 ○育児・介護休業法改正(2005 年施 行) ○児童福祉法改正・施行	●「田尻町人権協会」設立 ●「田尻町人権教育基本方針」策定 ●「田尻町国際化ビジョン」策定
2005 (平成 17)年	○国連「北京+10」世界閣僚 級会合(第 49 回国連女性 の地位委員会)(ニューヨ ーク)	○「高齢者虐待の防止、高齢者の養 護者に対する支援等に関する法 律」施行 ○男女共同参画基本計画(第 2 次) 策定 ○「女性の再チャレンジ支援プラン」策 定	○「大阪府・市町村配偶者からの暴 力対策所管課長会議」設置 ○「大阪府配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する基本計 画」策定 ●「田尻町男女共同参画推進条例」 制定 ●「田尻町男女共同参画プラン」策 定 ●「女性総合相談」開始
2006 (平成 18)年		○「国の審議会等における女性委員 の登用の促進について」 ○男女雇用機会均等法改正(2007 年 施行)	○「大阪府男女共同参画計画(おお さか男女共同参画プラン)(改訂 版)」策定
2007 (平成 19)年		○パートタイム労働法の改正(2007 年一部施行 2008 年施行) ○「配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護に関する法律」(DV防 止法改正)・(2008 年施行) ○「仕事と生活の調和(ワーク・ラ イフ・バランス)憲章」及び「仕事 と生活の調和推進のための行動指 針」策定	○「大阪府配偶者からの暴力防止及 び被害者支援ネットワーク」設置

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・田尻町の動き (○は大阪府 ●は田尻町)
2008 (平成 20)年		○「女性の参加加速プログラム」 ○児童福祉法・次世代育成支援対策推進法の改正 (2009 年施行 他)	○「企業で働く女性のためのロールモデルバンク事業」創設
2009 (平成 21)年	○女性差別撤廃委員会 女性差別撤廃条約実施状況第 6 回報告審議 ○第 6 回報告に対する女性差別撤廃委員会最終見解	○男女共同参画シンボルマーク決定 ○「育児・介護休業法」の改正 (2010 年施行 他)	○「大阪府立女性総合センター（ドーンセンター）」を「大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）」に改称 ○「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改定 ○男女共同参画にかかる府民意識調査
2010 (平成 22)年	○国連「北京+15」世界閣僚級会合（第 54 回国連婦人の地位委員会）（ニューヨークの国連本部）	○「第 3 次男女共同参画基本計画」策定	
2011 (平成 23)年	○「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」発足		○「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」策定
2012 (平成 24)年	○第 56 回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議採択 ○「第 1 回女性に関する ASEAN 閣僚級会合」（ラオス ビエンチャン）	○女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画～働く『なでしこ』大作戦～」策定	○「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2012-2016）」策定
2013 (平成 25)年		○若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正（2014 年施行）	
2014 (平成 26)年	○第 58 回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「すべての女性が輝く社会づくり本部」の設置 ○「すべての女性が輝く社会づくり推進室」の発足 ○「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」施行	●「田尻町男女共同参画に関する町民意識調査」実施 ○男女共同参画にかかる府民意識調査
2015 (平成 27)年	○第 59 回国連女性の地位委員会「北京+20」記念会合 ○第 3 回国連防災世界会議「仙台防災枠組」採択 ○国連総会「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs)採択	○「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を閣議決定 ○「第 4 次男女共同参画基本計画」策定	○OSAKA 女性活躍推進会議の設置 ●「第 2 次田尻町男女共同参画プラン」策定 ●「田尻町 DV 防止基本計画」策定
2016 (平成 28)年	○国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）が日本政府に再勧告	○「育児・介護休業法」改正（2017 年施行） ○「男女雇用機会均等法」改正（2017 年施行）	○「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」策定
2017 (平成 29)年	○第 1 回 G 7 男女共同参画担当大臣会合（イタリア）開催		○「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2017-2021）」策定

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・田尻町の動き (○は大阪府 ●は田尻町)
2018 (平成30)年		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ○「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生をうけての緊急対策～」策定	
2019 (令和元)年	○W20 日本開催（第5回WAW! と同時開催）	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正	○「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」施行
2020 (令和2)年	○OECDジェンダー主流化作業部会初会合 ○国連「第4回世界女性会議25周年記念ハイレベル会合」 ○W20 サミット（サウジアラビア）	○DV相談+（プラス）開始 ○「第5次男女共同参画基本計画」策定	○「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」開始 ○「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申
2021 (令和3)年	○「ジェンダー平等をめざす全ての世代フォーラム」(メキシコ、フランス) ○G20 女性活躍担当大臣会合初会合	○人生100年時代の結婚と家族に関する研究会開催 ○コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書	○「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」策定 ●「田尻町人権に関する意識調査」実施
2022 (令和4)年		○「民法」改正 ○「AV出演被害防止・救済法」施行 ○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立	○「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」策定 ○「おおさか男性の性被害」電話相談開設 ●「第2次田尻町男女共同参画プラン」改定 ●「女性のための相談」開始
2023 (令和5)年	○G7 男女共同参画担当大臣会合（日本）	○性犯罪・性暴力対策強化（痴漢撲滅政策パッケージ、こども・若者の性被害防止緊急対策パッケージ） ○「DV防止法」改正（保護命令制度の拡充） ○「刑法」等改正（不同意性交罪、性交同意年齢引上げ、公訴時効延長、若年者への懐柔罪、撮影罪等性犯罪規定の改正） ○「性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進法」施行	●「田尻町男女共同参画社会づくりに関する意識調査」実施
2024 (令和6)年	○女性差別撤廃委員会 女性差別撤廃条約実施状況第9回報告審議 ○第9回報告に対する女性差別撤廃委員会最終見解	○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行	○「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」策定 ○男女共同参画にかかる府民意識調査
2025 (令和7)年			●「第3次田尻町男女共同参画プラン」策定

田尻町人権擁護審議会委員名簿

委嘱期間 2023（令和5）年10月1日～2025（令和7）年3月31日

氏名	所属等
◎田間 泰子	大阪公立大学 名誉教授 放送大学客員教授
時岡 禎一郎	一般財団法人 大阪府男女共同参画推進財団 評議員 元毎日新聞記者
宮前 綾子	一般財団法人 大阪府人権協会 理事兼事務局次長 (2023年10月1日～2024年3月31日)
	一般財団法人 大阪府人権協会 業務執行理事兼事務局長 (2024年4月1日～2025年3月31日)
○山本 健治	人権擁護委員 田尻町人権協会 会長
的場 紀子	田尻町婦人会長
山崎 宏樹	独立行政法人 国際交流基金関西国際センター副所長
大門 與志治	田尻町地区連合会長
池本 勝利	田尻町人権教育研究協議会 会長 (田尻町立小学校校長) (2023年10月1日～2024年3月31日)
	田尻町人権教育研究協議会 会長 (田尻町立中学校校長) (2024年4月1日～2025年3月31日)

◎会長 ○は副会長

策定経過

月日	内容
令和5年11月6日	令和5年度 第1回 田尻町人権擁護審議会 ・ 諮問 ・ 第2次田尻町男女共同参画計画プランの改定について
令和5年12月1日 ～12月20日	田尻町男女共同参画社会づくりに関する意識調査実施
令和6年2月19日	令和5年度 第2回 田尻町人権擁護審議会 ・ 田尻町男女共同参画社会づくりに関する意識調査の中間報告について
3月18日	令和6年度 第3回 田尻町人権擁護審議会 ・ 田尻町男女共同参画社会づくりに関する意識調査 結果報告書（案）について
6月14日	令和6年度 第1回 田尻町人権擁護審議会 ・ 昨年度からの審議経過について ・ 第3次田尻町男女共同参画プランの策定について
7月8日 12日 16日	庁内全課ヒアリング実施
10月7日	令和6年度 第2回 田尻町人権擁護審議会 ・ 第3次田尻町男女共同参画プランの素案について
9月25日 10月22日 23日	関係団体ヒアリング実施
11月25日	令和6年度 第3回 田尻町人権擁護審議会 ・ 第3次田尻町男女共同参画プランの素案について
12月23日	令和6年度 第4回 田尻町人権擁護審議会 ・ 第3次田尻町男女共同参画プランの案について
令和7年1月29日 ～2月12日	パブリックコメント実施
2月17日	令和6年度 第5回 田尻町人権擁護審議会 ・ パブリックコメントの結果報告 ・ 第3次田尻町男女共同参画プランの最終案について ・ 答申案について

上記のほか、田尻町男女共同参画施策推進本部会議を令和5年度に2回、令和6年度に1回開催。

田尻町男女共同参画推進条例

平成 17 年 3 月 24 日条例第 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、町の施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 家庭、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 町民 町内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者をいう。
- (4) 事業者 営利又は非営利を問わず、町内において活動を行う個人、法人、各種団体及びその他団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 職場その他の社会的関係において、他の者に対し、その意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮すること。
- (3) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他家庭生活の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、地域等における活動を行うことができるようにすること。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、町における政策又は事業者における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を考慮すること。

(町の役割)

第 4 条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的に策定し、実施するものとする。

2 町は、男女共同参画施策の実施に当たっては、町民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携及び協力して取り組むものとする。

(町民の役割)

第 5 条 町民は、男女共同参画について理解を深め、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めるとともに、前条の規定

により町が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、男女共同参画について理解を深め、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、男女共同参画の推進に自主的かつ積極的に取り組むとともに、第4条の規定により町が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第7条 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- （1） 性別を理由とする差別的取扱い
- （2） セクシュアル・ハラスメント
- （3） 配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

（男女共同参画プラン）

第8条 町長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「男女共同参画プラン」という。）を策定するものとする。

- 2 町長は、男女共同参画プランを策定するに当たっては、町民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 町長は、男女共同参画プランを策定したときは、田尻町人権擁護審議会に諮問し、これを公表するものとする。

（男女共同参画に影響を及ぼす施策への配慮）

第9条 町は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

（推進体制の整備）

第10条 町は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、町長を長とする推進体制の整備に努めるものとする。

（相談への対応）

第11条 町は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を妨げる行為について、町民又は事業者からの相談に応じるとともに、関係機関と連携して適切に対応するよう努めるものとする。

（補則）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている「田尻町男女共同参画プラン」は、この条例の規定により策定された男女共同参画プランとみなす。

田尻町人権擁護審議会規則

平成 10 年 1 月 30 日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、田尻町人権擁護に関する条例（平成 7 年条例第 9 号。以下「条例」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づき、人権擁護審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 条例第 6 条に規定する意識調査等について調査審議すること。
- (2) 人権擁護に関する重要事項について調査審議すること。
- (3) 田尻町男女共同参画推進条例（平成 17 年田尻町条例第 6 号）第 8 条第 1 項に規定する男女共同参画プランについて調査審議すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民代表
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 議長は、審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者を出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部企画人権課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年6月14日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成15年6月30日規則第17号）

この規則は、平成15年7月2日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第26号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月9日規則第3号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月20日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

田尻町男女共同参画施策推進本部設置要綱

平成18年4月26日制定

改正

令和2年4月1日

令和3年3月31日

令和4年3月25日

令和5年3月30日

令和7年3月31日

(設置)

第1条 本町における男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、田尻町男女共同参画施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する施策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策に係る関係部局間の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部長は、推進本部の所掌事務に係る事項の審理を行うため、その他必要があると認めるときは、推進本部会議を招集する。

- 2 推進本部会議は、本部長が主宰する。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、男女共同参画について学識経験のある者に対し推進本部会議に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部の所掌事務に係る具体的事項につき協議し、検討する。
- 3 会長は総務部長をもって充て、副会長は企画人権課長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 会長は、必要に応じて幹事会の会議を招集し、主宰する。
- 6 幹事会は、協議事項に関係のある幹事のみが出席して開催することができる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、総務部企画人権課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営等に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月26日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則（令和3年3月31日）

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和4年3月25日）

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則（令和5年3月30日）

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則（令和7年3月31日）

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表1（第3条関係）

総務部長	会計管理者
民生部長	教育委員会事務局教育部長
住民部長	議会事務局長
事業部長	

別表2（第6条関係）

秘書課長	都市みどり課長
総務課長	産業振興課長
安全安心まちづくり推進局課長	土木下水道課長
子育て・地域福祉課長	教育管理課長
高齢障害支援課長	生涯学習課長
健康課長	一貫教育推進課長
住民課長	文化・教育施設建設PT課長
税務会計課長	こども園長
	議会事務局長

別表改正（令和7年3月31日）

The background of the entire page is decorated with numerous circles of various sizes and colors, including shades of pink, blue, green, orange, and purple. These circles are scattered across the page, with a higher concentration on the left side, creating a vibrant and playful atmosphere.

第3次田尻町男女共同参画プラン

2025（令和7）年3月

大阪府田尻町（総務部企画人権課）

〒598-8588 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺 375 番地 1

TEL(072)466-5019 FAX(072)466-8725

E-mail: kijin@town.tajiri.osaka.jp